

平成 20 年度
江東区包括外部監査報告書

保育事業に関する財務事務執行について
(長期基本計画改定版サブ施策 1801「待機児童の解消」
を中心として)

江東区包括外部監査人
公認会計士 小林 輝彦

目 次

I 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	2
2. 監査のテーマ	2
3. 監査対象年度	2
4. 監査対象部局および訪問保育所・学童クラブ	2
5. 監査の契約期間	3
6. 監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人および補助者	3
8. テーマを選定した理由	3
9. 包括外部監査の方法	4
10. 利害関係	4
II 待機児童の実情と保育事業の概要	5
1. 待機児童の実情	6
(1) 保育施設	6
(2) 学童クラブ	11
2. 保育事業の概要	12
(1) 保育施設の区分	12
(2) 保育の内容	15
3. 保育事業の財務構造と負担割合	16
4. サブ施策 1801「待機児童の解消」の予算措置	20

Ⅲ 監査の結果と意見	23
A 保育事業全般に関する監査の結果と意見	23
1. 保育所の整備計画	24
(1) 認可保育所の開設計画	24
(2) 公設民営化の状況	25
(3) 認証保育所の開設計画	26
2. 認可基準等	28
(1) 面積基準	29
(2) 定員の弾力化	30
3. 入所審査	31
4. 保育料	36
5. 保育料の未収管理	39
B 保育施設別監査の結果と意見	42
1. 区立保育所	43
(1) 報酬・共益費・賃金	45
(2) 賄費	46
(3) 委託料（給食調理委託料）	49
2. 公設民営保育所	51
(1) 保育所管理運営事業	53
(2) 保育所公設民営化移行事業	57
3. 私立保育所	58
(1) 私立保育所扶助事業	60
(2) 私立保育所補助事業	65
(3) 私立保育所施設整備資金融資事業 私立保育所施設整備資金融資基金繰出金	66
(4) 私立保育所整備事業	67

4. 認証保育所	68
(1) 認証保育所運営費等補助事業	69
(2) 認証保育所整備事業	70
5. 保育室・グループ保育室・家庭福祉員	71
(1) 保育室	72
(2) グループ保育室	73
(3) 家庭福祉員（保育ママ）	74
6. 学童クラブ	75
(1) 財務分析	76
(2) 「げんきっず」との関係	78
(3) 東京YMCA事件	80
資料1. 「区立保育所（公設公営）」一覧	82
資料2. 「公設民営保育所」一覧	83
資料3. 「私立保育所」一覧	84
資料4. 「認証保育所」一覧	85
資料5. 「保育室・グループ保育室・家庭福祉員」一覧	86
資料6. 「学童クラブ」一覧	87

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2. 監査のテーマ

保育事業に関する財務事務執行について（長期基本計画改定版サブ施策 1801「待機児童の解消」を中心として）

3. 監査対象年度

平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

*ただし、必要な範囲で過年度に遡及、表・グラフ等は監査時に入手した直近の数値に基づいて作成

4. 監査対象部局および訪問保育所・学童クラブ

子ども生活部（児童課・保育計画課・保育課）

なお、以下の保育所・学童クラブについては実地調査を行った。

保 育 所 名		種 別	定 員 (人)
1	東陽保育園	区 立	122
2	大島保育園	区 立	97
3	南砂第二保育園	公設民営	109
4	猿江保育園	公設民営	45
5	豊洲保育園	公設民営	120
6	潮見保育園	公設民営	120
7	シンフォニア保育園	私 立	120
8	ゆらりん豊四保育園	私 立	75
9	めばえ保育園	私 立	120
10	陽だまり保育園	私 立	78
11	グローバルキッズ森下園	認証 (A型)	30
12	ナーサリールーム ベリーベアー東陽町	認証 (A型)	30
13	ピノキオ幼児舎 門前仲町園	認証 (A型)	44
14	ひまわり保育室	認証 (B型)	24

学童クラブ名		種 別	定 員 (人)
1	平野学童クラブ	公設民営	89
2	潮見学童クラブ	公設民営	67
3	千田学童クラブ	区 立	121

5. 監査の契約期間

平成 20 年 7 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

6. 監査の実施期間

平成 20 年 9 月 4 日～平成 21 年 1 月 30 日

7. 包括外部監査人および補助者

	区 分	氏 名	資 格 等
1	包括外部監査人	小林 輝彦	公認会計士
2	補 助 者	古山 正文	公認会計士
3	補 助 者	三森 れい子	税 理 士
4	補 助 者	宇川 八千代	税 理 士
5	補 助 者	古山 裕美	

8. テーマを選定した理由

江東区の人口は平成 20 年に 45 万人を超え、区の予測によると平成 32 年には 58.7 万人に達する見通しである。それに伴い 0 歳児～5 歳児の児童数も、平成 10 年当時、各年齢 2,500 人～2,700 人だったものが最近では 3,000 人を超え、特に 0 歳児は平成 10 年 2,617 人から平成 19 年 3,869 人と急増している。

一方、これらを受け入れる保育施設は不足しており、特に豊洲地区で著しく、江東区全体で平成 20 年 4 月現在の待機児童数は 219 人となっている。

「待機児童の解消」を喫緊の課題として、区は保育所の増設、増改築等による定員の増加および認証保育所の整備等、諸施策を実施しているが保育需要に追いつかず、平成 20 年度予算でもこの施策を拡充している。

全体の歳出が絞り込まれる中、児童福祉関係の平成 19 年度歳出は 220 億円まで増加し、歳出全体の 15.3%を占めている。そして「待機児童の解消」に関する予算は、平成 19 年度当初予算 65 億円に対し、平成 20 年度予算 83 億円と 27%の上昇を示している。

このように、区の長期的な重点施策であり、金額も急増し、また区民の関心も高いと思われる「保育事業」を、包括外部監査の第一回テーマとして取り上げるのは妥当と考え、今回の選定に至ったものである。

特に、今回監査テーマを「保育所事業」ではなく「保育事業」としたのは、子育てしながら仕事もしたいという女性の増加が時代の潮流であり、その視点から見ると学童クラブも広義の保育事業に含まれる重要な施設であると考えた結果である。

9. 包括外部監査の方法

長期基本計画改定版サブ施策 1801「待機児童の解消」について内容を分析することにより、保育事業全般の財務事務執行状況を検証することとした。

具体的には、①区立保育所、②公設民営保育所、③私立保育所、④認証保育所、⑤保育室・グループ保育室・家庭福祉員、⑥学童クラブ、と保育施設を6区分し、各々について諸規程集、説明書等を入手して制度の合規性について検証した。

さらに、長期基本計画改定版サブ施策 1801「待機児童の解消」に関して掲げられている上記施設別予算・決算数字については、証憑書類突合等をして内容を分析し、合規性・効率性・有効性を検証した。

なお、⑤を除く①②③④⑥については、現場視察を行い、事実の確認を行った。

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 待機児童の実情と保育事業の概要

1. 待機児童の実情

(1) 保育施設

保育施設に入れない待機児童が全国で 19,550 人と 5 年ぶりに増加したことが、平成 20 年 8 月の厚生労働省の発表によって明らかになった。都市部で顕著であり、その中でも東京都の待機児童数は突出している。大規模マンション開発による子育て世帯の流入や、企業での育児休業制度が定着し、職場に復帰する女性が増えてきたことが大きな原因だと思われる。

自治体別に見ると以下のとおりである。

昨年より増加している自治体が多い中、昨年待機児童 352 人と都内ワースト 1 位だった江東区が、今年 133 人も減らし 219 人まで待機児童の問題を改善したのは注目に値する。

表 1

都内の保育所待機児童数

順位		自治体	待機児童 (人)	昨年比 (人)
平成 20 年	平成 19 年			
1	3	世田谷区	335	86
2	2	八王子市	331	-5
3	4	練馬区	254	11
4	11	大田区	242	98
5	8	板橋区	236	48
6	13	町田市	234	95
7	1	江東区	219	-133
8	6	足立区	205	-8
9	7	調布市	204	15
10	5	江戸川区	202	-17
11	9	府中市	188	24
12	10	墨田区	187	41
13	13	港区	168	29

*平成 20 年 4 月 1 日現在、都のデータをもとに作成。

なお、ここで待機児童とは、保育所入所申込書が区に提出され、かつ入所要件に該当するものであって、現に保育所に入所していない児童とする。ただし、入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童および区が運営費を補助している認証保育所等の保育施設に入所している児童は含めない。

江東区の待機児童数は、平成 16 年以後増加を続け、平成 19 年 4 月に最高の 352 人を記録した。

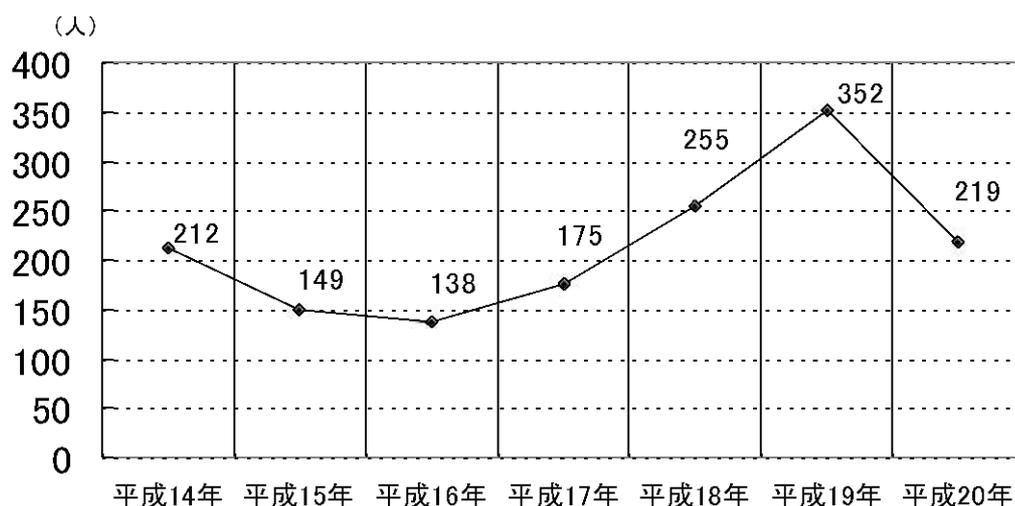
表 2

待機児童の状況 (各年 4 月 1 日現在)

単位：人

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
待機児	212	149	138	175	255	352	219

グラフ 1 待機児童数の推移(各年4月現在)



平成 19 年度と平成 20 年度の待機児童を年齢別に見ると、以下のとおりである。

表 3

年齢別定員・待機児童の状況 (各年 4 月 1 日現在)

単位：人

区 分		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定 員	H19 年	347	765	971	1,159	1,227	1,253	5,722
	H20 年	384	814	1,039	1,223	1,287	1,314	6,061
待機児童	H19 年	60	142	100	42	6	2	352
	H20 年	50	107	28	25	7	2	219

平成 19 年度において、待機児童は 0 歳児～2 歳児に集中しており、4 歳児以上になるとそれほど深刻でないことが分かる。平成 20 年度は相当の改善を見たが、それでも 1 歳児の待機児童は依然 100 名を超え、その傾向は変わっていない。育児休業制度は社会的には定着してきたが、大部分の企業等では子どもが 1 歳に達するまでである。女性は期間終了後すぐに職場復帰しないと、正社員としてのキャリアを継続することが難しくなるため、1 歳児の保育需要は高く、結果的に待機児童を発生させているものと思われる。

次に、人口と保育需要の関係を見てみる。

表 4

0 歳児～5 歳児の人口推移

単位：人

	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年
人 口	410,903	418,173	431,303	439,609	446,307
うち 0 歳児～5 歳児人口 (A)	20,280	20,893	21,974	22,692	23,158
保育需要率 (B)	27.34%	28.00%	28.57%	30.09%	31.07%
保育施設 入所希望者 (A×B)	5,545	5,851	6,277	6,829	7,195

*人口は、各年 1 月 1 日の住民基本台帳人口および外国人登録人口による

上記表 4 の平成 19 年度 0 歳児～5 歳児 22,692 名 (①) が、どのような保育施設等に行っているのか (②)、行かないで自宅等にいないのか (③)、を明らかにしたのが以下の表 5 である。

表 5

0 歳児～5 歳児の年齢別保育所等への入所状況

①0 歳児～5 歳児の人口 (平成 19 年 1 月 1 日現在)

単位：人

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
人 口	4,012	3,894	3,910	3,664	3,694	3,518	22,692

*外国人登録を含む

②保育所等入所児童 (平成 19 年 1 月 1 日現在)

単位：人

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
保育所	327	727	917	1,121	1,183	1,130	5,405
対人口比	8.15%	18.67%	23.45%	30.59%	32.02%	32.12%	23.82%
認証保育所等	270	258	179	39	25	13	784
対人口比	6.73%	6.63%	4.58%	1.06%	0.68%	0.37%	3.45%
区立幼稚園					1,040	1,076	2,116
対人口比					28.15%	30.59%	9.32%
私立幼稚園等				907	897	839	2,643
対人口比				24.75%	24.28%	23.85%	11.65%
合 計	597	985	1,096	2,067	3,145	3,058	10,948
対人口比	14.88%	25.30%	28.03%	56.41%	85.14%	86.92%	48.25%

*保育所：区外の公立、私立保育所に入所している児童を含む

*認証保育所等：認証保育所、保育室、グループ保育室、家庭福祉員

*私立幼稚園等：区外の私立園等に入園している児童を含む

③保育所等に入所していない児童

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
児童数	3,415	2,909	2,814	1,597	549	460	11,744
対人口比	85.12%	74.70%	71.97%	43.59%	14.86%	13.08%	51.75%

表5 ①②③を通して、次のようなことが言える。

- ・ 4歳児、5歳児の大多数は、保育所または幼稚園に通園しており、保育所等に入所していない児童は各々14.86%、13.08%に過ぎない。
- ・ 0歳児～2歳児は、逆に保育所等に入所していない比率が高く、各々85.12%、74.70%、71.97%である。
- ・ 待機児童は、この保育所等に入所していない児童にかかわるもので、0歳児～2歳児の児童に集中していると言える。
- ・ 幼稚園は、3歳児または4歳児からの入園なので、「待機児童の解消」は保育所に限った問題である。それは認可保育所だけでなく、認可外保育施設（認証保育所、保育室、グループ保育室、家庭福祉員）も含めた対応が求められる。

区ではここ数年「待機児童の解消」を重点目標として掲げてきており、保育施設数(表6)、定員・入所児童数(表7)を次のように増加させてきた。

表 6

最近3年間の保育施設数の状況(平成20年8月1日)

	H18年度	H19年度	H20年度	合計	設置数
認可保育所					
区立(公立公営)	△1	△1	△1	△3	35
公設民営	1	1	1	3	6
私立	1	3	3	7	21
合計	1	3	3	7	62
認証保育所					
認証A型	1	9	6	16	25
認証B型	1	2		3	7
合計	2	11	6	19	32
保育室	△1	△1		△2	2
グループ保育室					2
家庭福祉員	2	△1	2	3	13

表 7

保育施設別定員・入所者数（平成 20 年 8 月 1 日）

			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	実施率 (%)
認可保育所	区立	定員	164	480	593	713	766	784	3,500	
		入所児童数	161	478	584	705	732	710	3,370	96.3%
	公設 民営	定員	56	73	88	118	129	134	598	
		入所児童数	54	79	93	124	129	132	611	102.2%
	私立	定員	164	261	358	392	392	396	1,963	
		入所児童数	165	268	373	428	371	362	1,967	100.2%
	合計	定員	384	814	1,039	1,223	1,287	1,314	6,061	
		入所児童数	380	825	1,050	1,257	1,232	1,204	5,948	98.1%
認証保育所	A型	定員	208	271	255	80	62		876	
		利用者数	212	334	238	105	44	23	956	109.1%
	B型	定員	63	70	42				175	
		利用者数	72	73	30				175	100.0%
	合計	定員	271	341	297	80	62		1,051	
		利用者数	284	407	268	105	44	23	1,131	107.6%
保育室		定員	36							
		利用者数	23	6	4					91.7%
グループ保育室		定員	33							
		利用者数	7	16	10					100.0%
家庭福祉員		定員	24							
		利用者数	9	7	4					83.3%

表 6、表 7 を通して次のようなことが言える。

- ・表 6 の中で、区立が減少しているのは、毎年一園ずつ公設民営に移行しているからであり、保育室が減少しているのは認証保育所へ移行しているからである。
- ・私立と認証保育所の増加が著しく、今後も増加する傾向である。
- ・表 7 で、入所児童数が定員数を上回るケースがあるが、定員の弾力化（30 ページを参照）による定員数を上回る受け入れと、江東区の児童が他区の施設に受け入れられているためである。

(2) 学童クラブ

学童クラブ（放課後児童クラブ）は、放課後に保護者が就労等でいない家庭の小学校1～3年生の児童を対象に、その健全な育成を図るため、遊びや生活の場を提供する児童健全育成事業である。学童クラブにおいても、待機児童の問題は発生しており、厚生労働省の平成20年5月1日の発表によると、全国で約13,000人とのことである。施設が増加しても入所児童の急増に追いつかないのが現状である。

江東区における学童クラブ数、定員（入会可能数）、登録児童数の推移は、以下のとおりである（表8）。待機児童数は、平成14年度で8名であったが、施設数の増加等により平成15年度以降は解消されている。なお、表8で平成14年度から平成17年度までの登録児童数が定員を上回っているが、これは「待機児童の解消」の目的達成のため、一定の条件下で職員配置等を行い、受入体制のある学童クラブにおいては、暫定的に定員を超えて登録を承認していたためである。定員は従前40人単位で設定されていたが、平成18年度から各施設の物的設備面における収容能力の最高限に変更された。

表 8

学童クラブ実績（平成20年4月1日現在）

		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
平日	定員 (入会可能数)	1,880	1,920	2,040	2,120	3,472	3,688	3,843
	登録児童数	2,068	2,226	2,339	2,517	2,632	2,782	2,811
	対定員比率	110.0%	115.9%	114.7%	118.7%	75.8%	75.4%	73.1%
	施設数	38	38	40	41	41	44	44
土曜	定員 (入会可能数)	400	400	440	440	647	647	753
	登録児童数	146	171	186	182	183	187	177
	対定員比率	36.5%	42.8%	42.3%	41.4%	28.3%	28.9%	23.5%
	施設数	8	7	7	7	7	7	7

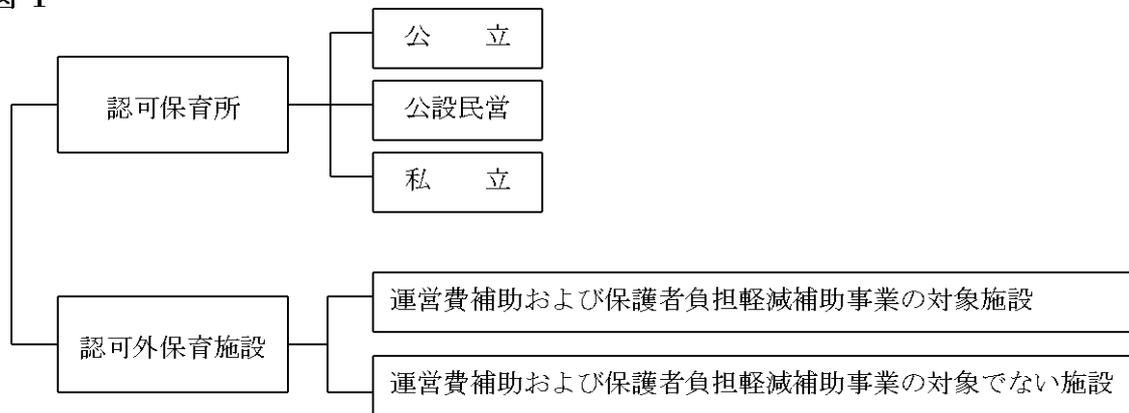
上記44学童クラブの中10施設（平成19年度末）が公設民営であり、施設の所有は区であるが、運営は民間に任せる形態で、保育所と同様に民営化が増えてきている。

最近では、地方自治法の改正により、児童館に指定管理者制度を導入するところが出てきているが、それに伴い指定管理者に学童クラブ事業を委託することも多くなっている。共働き家庭やひとり親家庭にとって、仕事と子育ての両立を可能とする学童クラブの存在は大変重要なものである。育児休業後、保育所の利用によって就労できた保護者にとって、次の難関は子どもが就学するときである。保護者（特に女性）の就労を支援するためにも学童クラブの機能は欠かせない。

2. 保育事業の概要

(1) 保育施設の区分

図 1



認可保育所とは、保護者が次のような事情で子どもの保育ができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設である。

- ・日中、保護者が就労している場合
- ・保護者が出産の場合
- ・保護者が疾病または障害のある場合
- ・保護者が同居の親族を介護している場合
- ・保護者が災害の復旧にあたっている場合
- ・日中、保護者が求職活動をしている場合
- ・日中、保護者が学校教育法に定める学校や、就労目的の学校に就学している場合

認可保育所は、保育士の数や施設の広さなど国が定める一定の基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けた保育施設で、区立・公設民営・私立の3種類がある。

- ・区立……………設置、運営ともに江東区
- ・公設民営……………設置は江東区、運営は社会福祉法人
- ・私立……………設置、運営ともに社会福祉法人等

平成20年10月1日現在、区立保育所35、公設民営保育所6、私立保育所21、の合計62の認可保育所が開設されている。

これ以外の保育施設はすべて認可外保育施設で、運営費補助および認可外保育施設保護者負担軽減補助事業の対象になる施設とならない施設の2種類がある。

- ・補助対象施設
……東京都認証保育所、保育室、グループ保育室、家庭福祉員(保育ママ)
- ・補助対象外施設
……ベビーホテル、マンション内託児施設、事業所・院内保育施設等

ここで、認可外保育施設保護者負担軽減補助事業とは、江東区在住で月ぎめ契約により子どもを認証保育所・保育室・グループ保育室・家庭福祉員に預ける場合、保護者が支払う保育料に対して区が補助を行うものである。

認証保育所とは、多様化する保育需要に応えるため、新たな保育施設として平成 13 年度に東京都が創設したもので、施設の広さ・職員数など、都が独自に基準を満たし認証を与えた保育施設である。認証保育所は、0 歳児保育や 13 時間開所をするなど高い内容の保育サービスを提供することにより、「待機児童の解消」に貢献している。認証保育所には、民間事業者等が設置する駅前基本型の A 型と、個人が設置する B 型があり、平成 21 年 2 月現在 A 型 29 園、B 型 7 園が開設され、今後も増設の予定がある。

保育料については、契約により保護者が直接保育施設に支払うことになる。認可保育所に比較すると保育料は相対的に高いが、平成 20 年度から認可外保育施設保護者負担軽減補助金が大幅に増額されたので、比較的収入の高い世帯では、これを利用することにより、認可保育所と比較しても大きな差のないものとなる。

保育室は認可外保育施設の中、区が保育室として認定し補助を行うことによって、児童の福祉増進を図っている民間施設である。区は認証保育所への移行を奨励しており、ここ 2 年間に 2 か所が移行し、現在は 2 か所である。

グループ保育室は、区が学校の施設の一部を保育室として整備し、保育士・教員等の資格または育児経験を持つ者で、区の養成研修を受けたグループ保育員が保育するもので、現在 2 施設が開設されている。

家庭福祉員は、区が保育士、教員等の資格、または育児経験等を持つ者で区の養成研修を受けた者に、3 歳未満の乳幼児の養育を委託し、家庭的な環境の中で健全な育成を図るもので、現在 13 名が区から認定されている。

保育室・グループ保育室・家庭福祉員は、ともに規模は小さいが家庭的雰囲気の中で育児を行うもので、保育の本来の目的に合致しており、「待機児童の解消」という観点でも、一定の役割を果たしている。

認可保育所と東京都認証保育所制度の概要は以下のとおりである。

表 9

認可・認証保育所制度の概要

区 分		認可保育所	認証保育所	
1	目 的	保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする児童福祉施設	大都市特有の多様なニーズに応えるために、その特性に着目した都独自の基準を満たす保育施設	
	設置根拠	児童福祉法	東京都認証保育所事業実施要綱	
2	設置主体	区市町村 社会福祉法人、民間事業者等	①A型 民間事業者（個人含む） ②B型 個人	
3	申込方法・入所決定	区市町村で申込み、入所決定	各認証保育所と利用者で直接契約	
4	対象児童	0歳～小学校就学前	月160時間以上利用する以下の児童 ①A型 0歳～小学校就学期前 ②B型 0～2歳	
5	規 模	20名以上	①A型 20～120名 ②B型 6～29名	
6	施設基準	児童福祉施設最低基準 保育所設置認可等事務取扱要綱	認可保育所に準じた基準とする。 東京都認証保育所事業実施要綱	
	面 積			
	(1)	0.1歳児 乳児室・ほふく室	1人当たり3.3㎡以上	①A型 1人当たり3.3㎡以上 (年度途中で定員を超えて入所させる場合、2.5㎡まで弾力化も可) ②B型 1人当たり2.5㎡以上
	(2)	2歳以上児 保育室・遊戯室	1人当たり1.98㎡以上	認可と同じ
	(3)	屋外遊技場	2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	①A型 2歳以上児3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可) ②B型 特に規定せず
	(4)	調理室・幼児用便所	必置	認可と同じ
7	職 員	保育士 ただし、常勤の保育士が各組に1名(乳児は2名)以上配置されている場合、短時間勤務保育士の導入も一部可	保育従事職員 ただし、年齢別保育従事職員定数の8割以上は正職員の保育士(直接雇用された有資格の常勤)とする	
	(1)	保育者		
	(2)	配置基準	0歳児：3人につき1人以上 1・2歳児：8人につき1人以上 3歳児：20人につき1人以上 4歳以上児：30人につき1人以上	認可保育所と同様の配置基準
	(3)	施設長	児童福祉事業2年以上従事又は保育士資格を有し1年以上の実務経験がある者等	児童福祉施設等の勤務経験を有し、かつ保育士資格を有する者
(4)	その他	調理員、嘱託医(零歳児保育特別対策事業実施保育所は保健師等を配置)	調理員、嘱託医	
8	開所時間	11時間が基本	13時間が基本	
9	保育内容	保育所保育指針	保育所保育指針に準ずる	
10	保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき区市町村が徴収	下記の上限額の範囲内で自由設定し、保育所へ直接支払う。 3歳未満児は80,000円。 3歳以上児は77,000円が上限 (月220時間以下利用の場合の月額)	
11	補助金	負担金(注1) (国1/2、都1/4、区市町村1/4) 補助金(注2) (都および区市町村が独自補助実施)	基準額の1/2を都と区市町村がそれぞれ補助する(注3) 基準額＝補助対象契約児童数×年齢別定員補助単価	
	(1)	運営費	開設準備経費	
	(2)	開設準備経費	A型を駅前開設する場合、改修経費を都と区市町村が3,000万円を上限に一部補助する(注3)	

(注1) 認可保育所の場合、国の保育所運営費については公立を除く設置主体に同様の基準で支出する。

(注2) 認可保育所の場合、都保育所運営費については設置主体により補助対象外となるものがある。

(注3) 認証保育所の補助制度は、全ての設置者に同様の基準で支出する。

(注4) 社会福祉法人、日本赤十字社および民法第34条に規定されている法人に限る。

(2) 保育の内容

通常保育、特別保育（延長保育、緊急一時、非定型一時、病後児保育）

通常保育とは、保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児または幼児を保育するもので、原則として認可保育所は日中の 11 時間を開所時間としている。認証保育所の開所時間は日中の 13 時間である。

保護者からの保育に対する多様なサービス提供の希望から、通常保育以外に様々な特別保育が行われている。

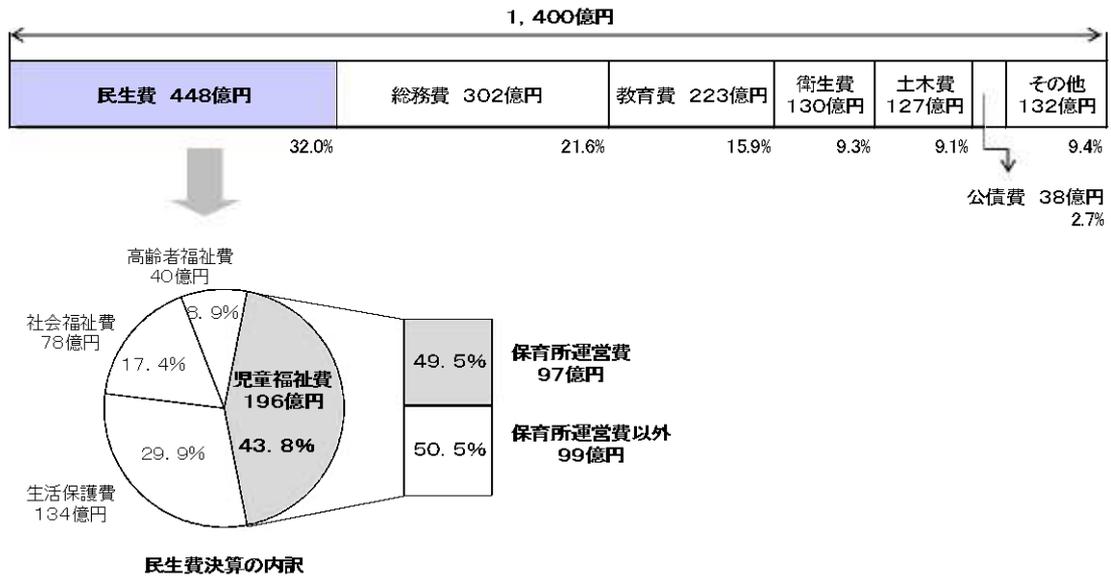
- ① 延長保育は、保護者の就労形態の多様化および通勤時間の増加等に伴う保育所の時間延長の需要に対応するものである。区立保育所 35 園の約半分の 16 園、公設民営・私立保育所はほとんどの園が実施している。区立保育所では、延長時間は 19:30 までの 1 時間、人数も 20 名程度である。公設民営・私立保育所の延長時間は 20:30 までのところが多い。延長保育の保育料は、1 時間につき通常保育の概ね 1 割である。
- ② 緊急一時保育とは、保護者の疾病・出産・親族の看護等の事由により、一時的に保育する必要がある児童に行うもので、入院期間中のみ保育所等で受け入れている。
- ③ 非定型一時保育とは、保護者の断続的就労、短時間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な保育で、私立・公設民営 6 園で実施されている。
- ④ 病後児保育とは、保育所等の保育施設に通っている乳幼児が、「病気の回復期」にあたるため普段通っている保育施設での集団保育を実施することが困難である時期に限り、区が委託する実施施設において受け入れを行うものである。

3. 保育事業の財務構造と負担割合

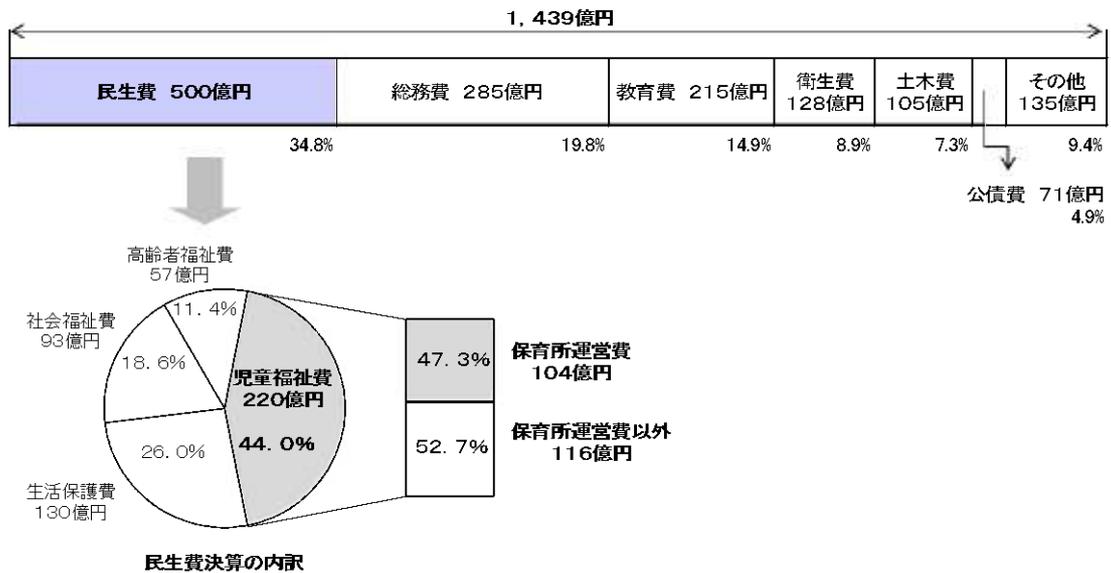
保育事業に係る支出の歳出全体に占める割合を示すと、以下のとおりである。

グラフ 2

平成18年度一般会計歳出決算額



平成19年度一般会計歳出決算額



グラフ2のとおり、一般会計歳出決算総額に占める民生費の割合は、平成18年度が32.0%、平成19年度が34.8%であり、民生費の内訳を構成する児童福祉費の割合は、平成18年度が43.8%、平成19年度が44.0%であり、いずれも大きな割合を占めている。

歳出全体の伸び率を見ると、平成18年度1,400億円から平成19年度1,439億円と、2.7%と微増であり、他の項目が絶対額で減少しているにもかかわらず、民生費は、448億円から500億円と11.6%の大きな伸びを示している。

保育所運営費においても、平成18年度において97億円、平成19年度において104億円と7.2%伸びており、これも歳出全体の伸びを上回っている。

以上から、区が保育事業を重点項目として取り扱っていることが明確である。

グラフ2の保育所運営費をさらに費目別に内訳を見ると、以下のとおりである。

表10

<保育所運営費内訳>

	<u>平成18年度</u>	<u>平成19年度</u>	
1. 保育所管理運営事業	18.3	21.0	(表11)
2. 私立保育所保育扶助	18.1	21.7	(表34)
3. 私立保育所延長保育補助	1.0	1.2	(表34)
4. 私立保育所運営補助金	1.8	2.2	(表34)
5. その他（区立保育所に係る人件費等）	<u>57.8</u>	<u>57.9</u>	
小計	97億円	104億円	
6. サービス推進費*	<u>2億円</u>	<u>1.9億円</u>	
合計	<u>99億円</u>	<u>105.9億円</u>	

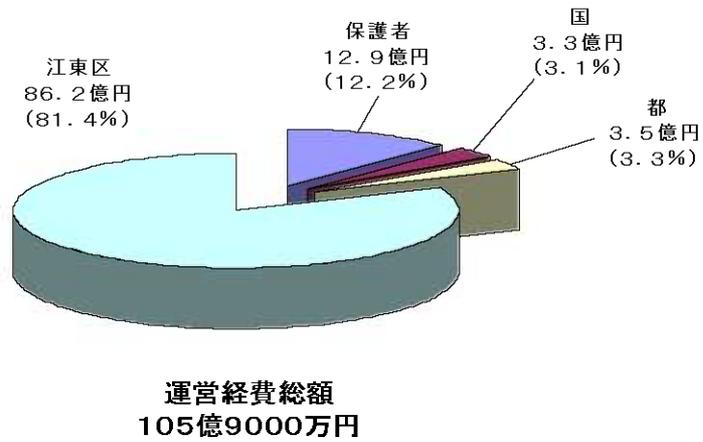
* 東京都から直接、運営法人に対して給付される金額であり、グラフ3の都負担3.5億円の中に含まれているものである。

上記は、認可保育所に関する管理運営費（区立・公設民営）・扶助費・補助金（私立）と保育士等の人件費の合計金額を示している。

これらの費用の負担割合を示すのが、次ページのグラフ3である。

グラフ 3

認可保育所運営経費の負担割合(平成19年度決算)



グラフ 3 の負担割合をさらに詳細に示したものがグラフ 4 である。

グラフ 4

保育費用負担の状況(平成19年度決算) 単位:百万円

国基準による保育費用 4,420 (41.8%)				保育内容充実のための運営費加算 6,170 (58.2%)		
国基準による保育料 2,420		法定負担分 2,000		都補助金 区の負担 5,940 (56.5%)		
保護者負担保育料 1,290 (12.2%) 【53.4%】	区の代負担 1,130 (10.7%) 【46.6%】	国	都			
		330 (3.1%)	133.5 (1.3%)			180 (1.7%)
← 実際の保育所運営費 10,590 (100.0%)				※運営費=職員処遇費(人件費)+管理費+事業費		

* 網掛け部分は、区の負担分。

保育費用の負担割合を詳細に分析すると、グラフ 4 の区の負担割合には、国が定める基準による運営費に加え、保育内容充実のために区が別途加算している金額も含まれている。

また、保護者の負担軽減を図るため、本来保護者が負担すべき国基準による保育費用との差額を区が代負担している。すなわち、平成 19 年度では総額の 46.6% (平成 18 年度 52.2% から 5.6% 減) を区が負担している。

さらに、保育内容充実のための運営費加算も平成 18 年度において 57.0%、平成 19 年度において 56.5% と国基準による保育費用の倍以上を区が負担している。これにより法定負担分も含め、区は保育所運営費の総額中、平成 18 年度では 83.1%、平成 19 年度では 81.4% という大きな割合を負担していることになる。

国基準による保育費用（国基準支弁額）および国基準による保育料（国基準徴収金）は国によって定められることから、区にとっては自由裁量で変更可能な項目でない。また、法定負担分も、国基準保育費用（国基準支弁額）と国基準保育料（国基準徴収金）の差額として把握されることから、結果として変更は困難である。さらに、区が自発的に実施している運営費加算を削減することは、保育内容の質の低下を招く恐れがある。

一方、保育所運営費 105 億円は、認可保育所入所児童（就学前児童人口の約 24%）のためだけに使われており、受益と負担の公平性という観点から不公平感がある。

以上の状況から、保育内容の質の低下を招くことなく、区負担額の負担増を抑制する観点から、保育料を一定の範囲で増加させることはやむを得ない措置と考える。

このような理由から、認可保育所の保育料が平成 20 年 4 月に平成 9 年 10 月以来 10 年ぶりに改定された。具体的には、基本保育料（第 1 子保育料）を約 17% 上げた（改定前の保育料に 17% を乗じた額が 1,200 円に満たない場合には、改定前の保育料に 1,200 円を加える）。

また、基本保育料引上げにより保護者の経済的負担が増加するため、優遇措置として第 2 子保育料の減額率と対象範囲を拡大し、保育所や幼稚園等に在籍する就学前の児童が 3 人以上いる世帯について、3 人目以降の保育料を無料にする規定を新たに設けている。

区としては今後、3 年を目途に保育料の定期的な見直しを行うという方針なので、注意深く見守りたい。

4. サブ施策 1801 「待機児童の解消」 の予算措置

表 11

1801 待機児童の解消関係金額推移

単位:千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
保育費					
1. 保育所管理運営事業					
(1)区立保育所	1,176,539	1,237,791	1,261,622	1,233,113	1,328,397
(2)公設民営保育所	657,844	884,615	889,409	874,667	1,127,884
小 計	1,834,383	2,122,406	2,151,031	2,107,780	2,456,281
2. 保育所公設民営化移行事業	28,584	32,951	32,951	31,725	32,938
3. 私立保育所扶助事業	2,002,175	2,338,427	2,395,645	2,388,480	2,931,291
4. 私立保育所補助事業	181,612	217,708	227,571	227,538	278,069
5. 私立保育所施設整備資金融資事業	1,668	1,524	2,967	2,157	8,097
6. 私立保育所整備事業		60,116	478,615	189,461	93,687
7. 保育室運営費補助事業	79,011	42,272	43,950	43,767	42,174
8. 家庭福祉員補助事業	27,618	30,750	28,430	28,365	31,041
9. グループ保育室運営費補助事業	24,044	24,458	28,235	27,804	29,508
10. 認証保育所運営費等補助事業	646,648	945,632	961,386	943,205	1,280,686
11. 認証保育所整備事業		90,610	226,486	212,668	111,851
12. 私立保育所施設整備基金繰出金			87,500	87,500	
13. 保育園冷房化事業	23,521				
(保育費) 合 計	4,849,264	5,906,854	6,664,767	6,290,450	7,295,623
児童育成費					
1. 学童クラブ管理運営事業					
(1)区立学童クラブ	321,142	395,063	354,627	330,611	417,352
(2)公設民営学童クラブ	89,470	157,516	146,595	136,924	172,722
小 計	410,612	552,579	501,222	467,535	590,074
2. 私立学童クラブ補助事業	32,239	35,863	37,163	36,865	40,365
(児童育成費) 合 計	442,851	588,442	538,385	504,400	630,439
児童福祉施設建設費					
枝川学童クラブ移転整備事業	2,670	150	150	150	
豊洲三丁目学童クラブ整備事業	4,904				
豊洲四丁目学童クラブ整備事業	3,997				
毛利保育園改築事業	4,074				
大島第五保育園園舎改修事業	143,791	24,720	24,720	24,230	
北砂保育園園庭改修事業	5,040				
城東保育園園庭改修事業	4,618				
東雲第三学童クラブ整備事業	5,563				
大島九丁目学童クラブ整備事業	31,516	5,434	5,434	5,434	75,369
亀戸九丁目学童クラブ整備事業		2,942	200	0	4,746
亀戸第三保育園改築事業		27,494	19,421	19,190	58,747
亀戸第四保育園園舎改修事業		25,197	24,024	24,024	
大島第四保育園園庭改修事業		12,480	12,480	12,243	
塩浜保育園改築事業			8,500	6,048	186,750
大島第三保育園園庭改修工事					18,606
千田保育園整備事業					21,011
南砂第一保育園園庭改修事業					8,714
南砂第五保育園園庭改修事業					21,452
毛利学童クラブ耐震補強設計事業					2,415
白河保育園耐震補強設計事業					7,035
(児童福祉施設建設費) 合 計	206,173	98,417	94,929	91,319	404,845
総 計	5,498,288	6,593,713	7,298,081	6,886,169	8,330,907

子ども生活部は、平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策推進法に基づき、江東区次世代育成支援行動計画を策定した。計画期間は平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で、各年度において進捗状況を把握・点検し、公表することが定められた。

その中の施策の一つとして「待機児童の解消と多様な保育サービスの展開」が挙げられている。これらがサブ施策 1801「待機児童の解消」として、具体化され毎年執行されている。監査人はこれに注目し、各年度の予算書・決算書から数字を抽出して作成したものが、前ページの表 11 である。以下の表 12 で、平成 19 年度に関して、この表 11（サブ施策 1801「待機児童の解消」）と表 10（保育所運営費内訳）の関係を示した。

表 12

平成 19 年度		
	(表 11 より)	(表 10 より)
1. 保育所管理運営事業	21.0	21.0
2. 私立保育所保育扶助	21.7	21.7
3. 私立保育所延長保育補助	1.2	1.2
4. 私立保育所運営補助金	2.2	2.2
5. その他（区立保育所に係る人件費等）	—	57.9
6. 認可保育所（その他の補助金等）	4.3	—
7. 認可外保育施設補助金	12.5	—
8. サービス推進費	—	1.9 億円
合計	<u>62.9 億円</u>	<u>105.9 億円</u>

表 11 サブ施策 1801「待機児童の解消」に属する項目は、保育費・児童育成費・児童福祉施設建設費から構成されている。

保育費は、平成 18 年度(実績)4,849 百万円、平成 19 年度(実績)6,290 百万円、平成 20 年度(予算)7,295 百万円と、2 年間で 50%増加している。保育所新設による定員増加に伴う諸経費増加が主な原因であるが、保育所単位の扶助費・補助金等も増加の傾向がある。

児童育成費は、学童クラブ運営費が主なもので、平成 18 年度(実績)443 百万円、平成 19 年度(実績)504 百万円、平成 20 年度(予算)630 百万円と 2 年間で 42%増加している。これも、学童クラブの増加によるものが多いと思われる。

保育費は、保育施設別に、区立保育所、公設民営保育所、私立保育所、認証保育所、保育室・グループ保育室・家庭福祉員の5タイプ7区分に分けられる。

児童育成費は学童クラブ運営費（区立学童クラブ、公設民営学童クラブ）と私立学童クラブ補助金である。

監査人は、保育室・グループ保育室・家庭福祉員以外の保育施設は実地調査しているので、これらのタイプごとに更に分析を加えることとする。

上記のうち、保育費および児童育成費について、「待機児童の解消」の目的に対して適正な使用がなされているかを監査し、併せて保育事業の合规性・効率性・有効性を検証することにした。

最後に、児童福祉施設建設費については、「待機児童の解消」のための設備投資ではあるが、今回は事業の名称を記載するだけに留めた。

Ⅲ 監査の結果と意見

A 保育事業全般に関する監査の結果と意見

1. 保育所の整備計画

(1) 認可保育所の開設計画

今後の認可保育所の整備について、区は区有財産の活用・マンション内整備・用地買収・民間活力の導入などにより地域的な保育需要を勘案しながら、次の計画により積極的に整備に取り組んでいる。

表 13

認可保育所の開設計画（平成 20 年度～平成 22 年度）

設置年月	運営形態	保育所名	所在地	整備手法	予定定員
平成 20 年(4月)	民設民営	シンフォニア保育園	豊洲二丁目	マンション内整備	120 人
	民設民営	陽だまり保育園	亀戸二丁目	民間活力活用	78 人
	民設民営	キッズプラザアスクもんなか保育園	富岡一丁目	民間活力活用	60 人
		白河、大島第三、アゼリヤ 各保育園	<定員増>		6 人
(平成 20 年度開設・定員増)					264 人
平成 21 年(4月)	民設民営	(仮)亀戸こころ保育園	亀戸九丁目	マンション内整備	100 人
	民設民営	(仮)ひまわりキッズガーデン有明	有明一丁目	マンション内整備	102 人
	民設民営	(仮)愛隣シャローム保育園	枝川三丁目	区有財産活用	99 人
	民設民営	(仮)蓮美幼児学園第 2 とよすナナキ	豊洲三丁目	マンション内整備	87 人
		キッズプラザアスクもんなか、 ともしび、亀戸第三 各保育園	<定員増>		50 人
	(9 月)	民設民営	(仮)ナナキルームヘリバー東雲	東雲二丁目	民間活力活用
(平成 21 年度開設・定員増)					557 人
平成 22 年(4月)	公設民営	(仮)千田保育園	千田	都有地買収	100 人
		(仮)ひまわりキッズガーデン有明	<定員増>		18 人
	(10 月)	公設民営	(仮)南砂六丁目地区保育園	南砂六丁目	区有財産活用
(平成 22 年度開設・定員増)					218 人
H20～H22	公設民営=2 園、民設民営=8 園		合計=10 園		1,039 人

< 意見 1 >

「待機児童の解消」は喫緊の課題であるので、認可保育所の建設は重要であるが、資金的には多額で区の財政に大きな影響を与える。企業業績の悪化による歳入不足が見込まれる今、将来保育需要を正確に予測し、効率的な建設計画を策定することが望まれる。

江東区の場合は、「マンション等の建設に関する指導要綱」により、マンション等の建設事業者には建設時に公共施設整備についての協力が要請されるため、区はほとんど資金負担なく保育所建設が可能である。しかし、建設後の運営費・人件費等については当然発生するので、この点については十分予測しておかなければならない。

(2) 公設民営化の状況

平成 16 年 5 月にアウトソーシング基本方針が策定され、平成 21 年度までに 5 区立保育所につき公設民営園への移行が決定された。これまでの進捗状況は次のとおりである。

① 豊洲保育園

- ・平成 16 年 8 月 民営化発表
- ・平成 17 年 3 月 受託法人（社会福祉法人景行会）議決
- ・平成 18 年 4 月 移行

② 毛利保育園

- ・平成 17 年 8 月 民営化発表
- ・平成 18 年 3 月 受託法人（社会福祉法人もろほし会）議決
- ・平成 19 年 4 月 移行

③ 南砂第二保育園

- ・平成 18 年 8 月 民営化発表
- ・平成 19 年 3 月 受託法人（社会福祉法人わかみや福祉会）議決
- ・平成 20 年 4 月 移行

④ 亀戸第四保育園

- ・平成 19 年 8 月 民営化発表
- ・平成 20 年 1 月 移行時期の 1 年間延期を発表
- ・平成 21 年 3 月 受託法人議決決定
- ・平成 22 年 4 月 移行予定

⑤ 塩浜保育園

- ・平成 19 年 8 月 民営化発表
- ・平成 20 年 12 月 受託法人議決決定
- ・平成 22 年 4 月 移行予定

< 意見 2 >

区立保育所の円滑な民営化は、極めて時間のかかる問題である。現に、亀戸第四保育園は当初計画より一年遅れでの民営化である。

区は、アウトソーシング基本方針に基づく平成 21 年度までの事業計画が終了することもあり、今後の民営化については白紙の状況であるとのことである。様々な困難が伴うが、民営化することによって保育所のコストが軽減されるほか、新たなサービスアップも可能になることから、35 の区立保育所については、区立保育所の役割と併せて、長期的・総合的な観点から今後の民営化を検討していく必要があると思われる。

(3) 認証保育所の開設計画

認証保育所の開設に関しては、区は平成 20 年度に 5 か所を予定している。平成 20 年 7 月に区のホームページで募集要項が記載されているので、これを紹介する。

平成 20 年度認証保育所事業者募集要項

平成 20 年 7 月
江 東 区

1 趣 旨

江東区では、大規模なマンション開発による定住人口の増加に伴う保育所入所待機児童の解消と多様な保育サービスの需要に応えるため、認証保育所を開設する事業者を募集します。

東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所 A 型の取得を条件として、プロポーザル方式（企画立案方式）により選定します。

2 募集対象の地域、保育所数、規模

【区内 4 地区】

※地区の詳細については、別紙「江東区 地区の詳細」をご覧ください。

募集地区	施設数
豊洲地区	2 施設程度
南砂地区	1 施設程度
砂町地区	1 施設程度
大島地区	1 施設程度
計	5 施設程度

(総定員 150 名程度)

3 参加資格

- (1) 一事業者につき、一か所の応募とする。
- (2) 東京都内において、保育施設を運営している法人等とする。

4 開設の条件

年齢別の定員構成については、0 から 2 歳児定員が総定員数の 70% 以上とする。

5 開設準備経費の補助

認証保育所の設置者が要した経費について、江東区認証保育所運営費等補助要綱に基づき補助を行う。

また、開設場所が最寄駅改札から 5 分を超える場合においても、豊洲地区および砂町地区については、江東区認証保育所運営費等補助要綱に定める開設準備経費に対する補助額の 2 分の 1 の額を上限として補助を行う。

6 開設時期

開設準備が整い次第、順次開設とする。開設期限を平成 21 年 4 月 1 日（水）までとする。

(以下省略)

< 意見 3 >

この認証保育所の事業募集要項を、平成 20 年 7 月に区のホームページに掲出して以後同年 10 月まで、区は何らその後の情報を発信して来なかった。正式に東京都からの認証が下りるまでは概要説明、情報提供ができなかったとの説明を受けたが、経過報告は可能ではなかったかと思われる。例えば、応募者の数、開設予定時期などの進捗状況については、判明した時点で情報提供すべきと考える。

一方、私立保育所に関しては、平成 21 年 4 月 1 日に 4 園開設するという記事が 10 月の区報一面を飾り、その次の号では認可保育所の入園児募集について詳細に説明されている。

このように、私立保育所と認証保育所との広報に関する区の対応には大きな差があると感じている。待機児童を持つ保護者から見れば、認証保育所に関する情報提供が著しく少ないので、認証保育所を選択する機会を逃してしまうことになる。認証保育所の開設に力を入れていくという区の方針であるならば、このような点についても細やかな配慮が必要である。

2. 認可基準等

区は、より良い保育サービスの提供を行うため、運営基準を国基準より厳しくしている。

表 14

認可保育所 職員配置基準：面積基準

区 分			国基準		区基準 (旧)都基準		
施 設 長			1 人		1 人		
保	0 歳 児		3 : 1		3 : 1		
	1 歳 児		6 : 1		5 : 1		
	2 歳 児				6 : 1		
	3 歳 児		20 : 1		20 : 1		
	4 歳 以 上 児		30 : 1		30 : 1		
育			常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
	国 お よ び 都 に よ る 加 算	一般保育所加算…都	定員 20 人～60 人施設	1 人	1 人	2 人	1 人
		運営費加算…国	定員 61 人～90 人施設			1 人	2 人
			定員 91 人以上施設			1 人	1 人
	11 時間開所加算…都	60 人以下		1 人			
		61 人以上		2 人			
延 長 保 育 加 算					1 人	1 人	
調 理 員 等 (用 務 を 含 む)	一般保育所加算…都 運営費加算…国	定員 20 人～30 人施設	1 人		2 人		
		定員 31 人～45 人施設			1 人		
		定員 46 人～59 人施設	2 人		2 人		
		定員 60 人～149 人施設			3 人		
	0 歳児特別対策加算…都 (0 歳児定員 6 名以上)				1 人		
保健師・看護師 (0 歳児特別対策加算…都)		0 歳児定員 6～8 名				1 人	
		0 歳児定員 9 名以上			1 人		
事 務 職 員				1 人		1 人	
嘱 託 医				1 人		1 人	
面 積	0 歳 児		3. 3㎡		5. 0㎡		
	1 歳 児				3. 3㎡		
	2 歳 児		1. 98㎡		1. 98㎡		
	3 歳 児						
	4 歳 児						
	5 歳 児						

(1) 面積基準

<概要>

質の高い保育サービスを提供するために、江東区の認可保育所に関する職員の配置基準・面積基準等は、都内保育所の共通基準である旧都基準を継承していることにより、国の基準より厳しいものになっている。

例えば、保育士の配置において、国基準では1歳児・2歳児の場合、保育士1人に対して児童6人であるのに対し、区基準では2歳児は国基準と同じであるが、1歳児は保育士1人に対して児童5人としている。また、面積基準では、国基準が0歳児は1人3.3㎡を必要とするとしているが、区基準では5.0㎡となっている、等である。

<意見4>

訪問した保育所において、0歳児の面積基準に関して、区は1人当たり5.0㎡を必要としているため、施設面積は一定規模を有していても、児童数がなかなか増やせないという声を聞いた。

平成20年度においては前年より減ったとはいっても、江東区の待機児童は219人と未だ多く、特に0歳児～2歳児までの年齢層に集中している。企業等において正社員で働いている女性が、出産後に育児休業を経て再び正社員として職場に復帰できるかどうかは、子どもの保育所入所の可否に依るところが大きい。育児休業制度は定着してきたが、大部分の企業等では子どもが1歳に達するまでであり、育児休業終了後に0歳児または1歳児での保育所入所が可能か否かが、女性のキャリア形成において重要な関心事となっている。もし、子どもが入園できなければ、正社員としての職場復帰が不可能になり、今まで培ったキャリアはあきらめなければならないからである。

待機児童の解消を喫緊の課題として、区を挙げて積極的に認可保育所や認証保育所の整備に取り組んでいることは評価できるが、さらに、認可保育所の面積基準や職員配置基準を当面の間、国基準として入所を行うことで、0歳児・1歳児に集中している待機児童の状況がより改善するのではないかと考える。

(2) 定員の弾力化

< 概 要 >

保育所における保育の実施は、定員の範囲内で行うこととされているが、「待機児童の解消」の目的達成のため、一定の条件の下で受け入れ体制のある保育所においては、定員を超えて保育の実施を行うことができることになっている。

- ① 原則として待機児童がある場合、年度当初にあつては認可定員に概ね 15% を乗じて得た員数の範囲内で、定員を超えて保育の実施ができる。
- ② 年度の途中において保育の実施を行うことができる児童数は、概ね認可定員の 25% を乗じて得た員数の範囲内である。

ただし、連続する過去 3 年間において常に定員を超えており、かつ各年度の年度平均在所率が 120% 以上の状態の場合、定員の見直しを図ることとされている。

< 意見 5 >

定員の弾力化によって、入所人員は一定の範囲内で増加させることができる。一方で児童一人当たりの扶助費・補助金の単価は、定員が増加すると減少する関係にある。例えば、表 36 の保育単価表で明らかなように、定員区分 91~120 人よりも、定員区分 61~90 人の方が単価がすべてにわたって高くなっている。

一定の増員状況が続いた場合には、定員そのものを改定すべきである、と行政側は指導しているが、なかなか実行されていない。定員増により扶助費・補助金の従来の単価が下がることを避けるため、敢えて定員を変更せずに、定員の弾力化で定員以上に児童を入所させている例が見受けられる。

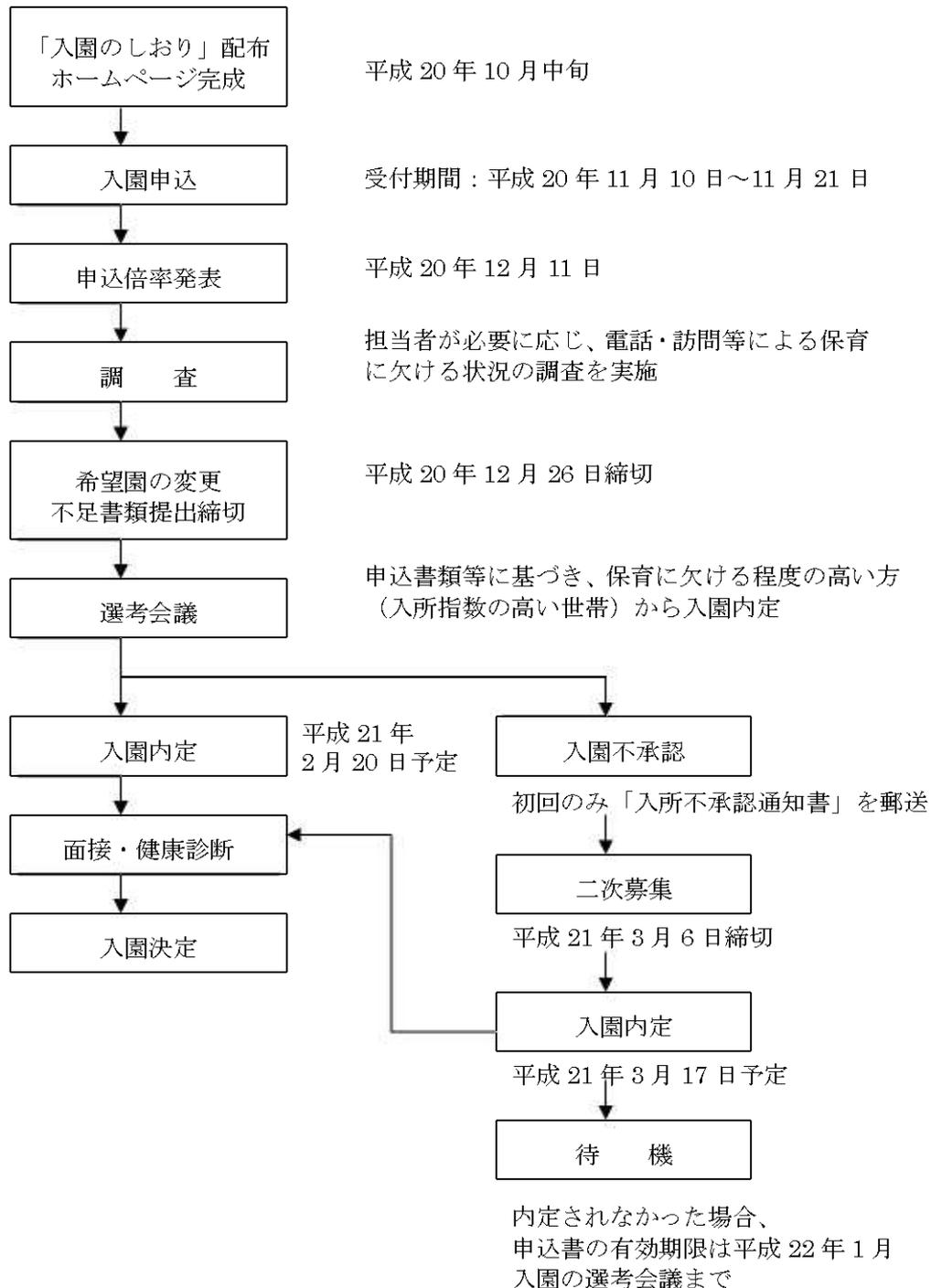
定員の弾力化と扶助費・補助金単価の増減の関連については、個別保育所ごとに事情を十分に斟酌しながら注意深く見ていく必要がある。

いずれにしてもこのような理由から、「待機児童の解消」が進まないというのは望ましいことではないと考える。

3. 入所審査

認可保育所（区立・公設民営・私立）の入所審査は区が一斉に行う。
 入園までの流れ（平成 21 年 4 月入園の場合）は、以下のとおりである。

図 2



まず、保護者は下記の「保育の実施基準表」により、申込時の状況を確認する。

表 15
保育の実施基準表

番号	類 型		保護者（父母）の状況		基準 指数	実施期間		
			細 目					
1	居宅外労働	外 勤	月 20 日 以 上	日中 8 時間以上の就労を常態	1 2	保育の実施基準に該当しなくなるまで		
				日中 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態	1 1			
				日中 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態	9			
				日中 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態	8			
		居宅外 自 営	月 16 日以上 20 日未満	日中 8 時間以上の就労を常態	8			
				日中 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態	7			
2	居宅内労働	内 勤	月 20 日 以 上	日中 8 時間以上の就労を常態	1 2			
				日中 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態	1 1			
				日中 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態	9			
				日中 5 時間以上 6 時間未満の就労を常態	8			
		居宅内 自 営	月 16 日以上 20 日未満	日中 8 時間以上の就労を常態	8			
				日中 7 時間以上 8 時間未満の就労を常態	7			
				日中 6 時間以上 7 時間未満の就労を常態	5			
		内 職	月収 3 万円以上を常態	4	2 か月以内			
		3	疾 病	出 産	出産予定月の前 2 か月から後 2 か月の期間内にある方		4	5 か月以内
				居宅内 療 養	入院（1 か月以上）している場合	常時病臥	1 2	
精神性	精神障害者保健福祉手帳 3 級程度以上					1 2		
	上記以外の程度					6		
一般療養	安静を要する常態（常時病臥ではない）					7		
	通院加療					3		
障 害	愛の手帳 1 ～ 3 度 身体障害者手帳 1 ・ 2 級			1 2				
	愛の手帳 4 度以下 身体障害者手帳 3 級 聴覚障害者 4 級		7					
	身体障害者手帳 4 級以下		3					
4	施設等介護	右の介護状況が 常態であること	週 5 日以上日中 6 時間以上	1 0	保育の実施基準に該当しなくなるまで			
			週 5 日以上日中 4 時間以上 6 時間未満	9				
			週 4 日以上日中 6 時間以上	8				
			週 4 日以上日中 4 時間以上 6 時間未満	7				
			週 3 日以上日中 6 時間以上	5				
			週 3 日以上日中 4 時間以上 6 時間未満	3				
	自宅介護	全介護を必要とする場合		1 0				
		一部介護を必要とする場合		8				
		支援を必要とする場合		6				
		上記以外で必要とする場合		3				
5	災 害	災害復旧のために保育に当たれない場合		1 2				
6	求 職	求職のため、日中、外出を常態		4	2 か月 以 内			
	就労(就学)予定							
7	就 学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設又はこれに準ずる施設		1 0	在 学 期 間 内			
		その他就労を目的 とした就学	週 5 日以上日中 5 時間以上	8				
			週 4 日以上日中 5 時間以上	4				
8	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁		1 2				

*父母それぞれの基準指数を合算し、世帯基準指数を決定する。

*保護者が保育に当たれない要件が 2 以上ある場合は、主たる要件を基準指数とする。

次に、下記の調整指数を世帯基準指数に加算し入所指数を算定する。入所指数の高い世帯から入所が認められる。

表 16
調整指数表

保護者個人にかかわる調整指数

番号	条 件	指 数
1	保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級の1つに該当する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合	+3
2	保護者が聴覚若しくは言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合	+2
3	保護者が常時病臥、精神性、感染症で居宅療養している場合	+1
4	就労実績および収入実績に整合性のない場合	-4
5	子どもを職場に同伴している場合	-2

保護者世帯にかかわる調整指数

6	生活保護世帯〔保護者が就労又は就労内定している場合に限る〕		+1
7	ひとり親世帯又は父母不存在世帯（祖父母同居含む） 〔ひとり親世帯の場合、保護者が就労又は就労内定している場合に限る〕		+1
8	保護者のひとりが概ね1か月以上入院している又は入院予定の場合		+1
9	保護者のひとりが単身赴任、海外勤務等により長期不在の場合 〔住民登録又は会社の証明等で確認できる場合に限る〕		+1
10	南砂第五保育園2歳児クラスの卒園に伴う4月転園申込みの場合・江東区民が江東区外の認可保育所に入所している場合で、継続入所要件がない場合		+2
11	公設民営化に伴う転園申込の場合（公設民営化前から在園している児童で、民営化1年前の4月1日転園実施分から民営化1年後の4月1日転園実施分まで） 【対象園：南砂第二保育園・亀戸第四保育園・塩浜保育園】		+1
12	双子児以上の申込みの場合		+1
13	希望する園に兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在園している場合		+2
14	申込児童を東京都認証保育所、保育室、家庭福祉員、ベビーシッター等に有償（月極め）で預け、預託先の証明の提出がある場合（ただし、その時間帯に就労していることが常態である場合、また疾病、障害、介護、就学を理由としている場合に限る）※親族等の預託は含まない	1人	+2
		2人以上	+3
15	育児休業取得により一時退園し、育児休業明けに再入園申込みの場合	再申込児童	+5
		再申込児童の弟・妹	+2
16	区外居住者（3/31までの転入予定者を除く）で勤務地が江東区内の場合		-4
17	区外居住者（3/31までの転入予定者を除く）で勤務地が江東区外の場合		-8
18	同一世帯の児童で未申込児童がいる場合		-2
19	兄弟姉妹が在園児又は卒園児（以下「在園児等」という）であって、当該在園児等に係る保育料が入所会議時において延べ3か月以上滞納している場合		-5
20	兄弟姉妹が在園児又は卒園児（以下「在園児等」という）であって、当該在園児等に係る保育料が入所会議時において延べ6か月以上滞納している場合		-10
21	申込期限内（1歳児以上は11/21まで、0歳児は2/5まで）に申込みをしなかった場合		-1
22	特に福祉事務所長が必要と認める場合		+1～10

入所指数が同一の場合、下記の優先順位が考慮される。優先順位は選考会議（入所会議）時の最終判定において重要な基準になっている。

表 17
優先順位

入所指数（世帯基準指数と調整指数の合計）が同一の場合、次の順位による。

1	主たる保護者が江東区民である場合
2	ひとり親世帯および単身赴任世帯
3	基準指数の高い世帯
4	有償で保育室等に預けている期間の長い世帯
5	南砂第五保育園2歳児クラスの卒園に伴う4月転園申込みの場合・江東区民が江東区外の認可保育所に入所している場合で、継続入所要件がない場合
6	希望する認可保育所に兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している場合
7	希望する園以外の認可保育所に兄弟姉妹（卒園予定児を除く）が在所している場合
8	調整指数に減算のない世帯
9	保護者が身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている場合
10	主たる保護者の類型が障害、疾病、介護、災害の順
11	養育している子ども（18歳未満）の人数の多い世帯
12	区内に65歳以下で無職の祖父又は祖母のいない世帯
13	主たる保護者の類型が居宅外労働、居宅内労働、就学、出産、就労内定、就学内定、内職、求職の順
14	保護者が共に就労し、通勤時間が共に片道1時間以上ある場合（ただし、通勤時間は合理的な最短経路で算出）
15	経済的困窮度の高い世帯（前年度の市区町村民税額で判定する）

<概要>

監査人は、平成20年4月入園の選考会議が適正に行われたことを確かめるため、選考会議資料を入手し、応募書類と照合した。

選考会議はA～Eの地域別に5グループから編成されており、1グループは5～6人の保育課員から構成されている。各グループは保育施設別、児童の年齢別に平成20年1月17日～2月11日の短期間で延べ25回の会議を開催し内定者を決定している。

選考会議資料は、保育所別・年齢別に作成されており、志望保育所順・基準指数順に児童名が並んでおり、母の状況・父の状況・児童の状況に関する情報が詳細に書き込まれている。

選考委員は、全員で資料の正確性をチェックするとともに、世帯基準指数に調整指数を加減することによって入所指数を算出して内定者を決定する。

< 意見 6 >

2つの選考会議について、関係書類を入手して詳細なチェックを行った結果、選考会議は厳正に行われていると判断することができた。ただし、次の点において改善することが望ましいと思われる。

選考会議資料には、応募者の必要な個人情報事前に印刷されているが、調整指数・優先順位に関しては時間的な関係で入力できないことがあり、会議の段階で追加情報として取り扱われることがある。

また、資料が短期間の中で膨大になるため、管理資料としての体裁を整えないまま、生データの状況で管理資料として保管されてしまうことがある。

情報公開の対象となり得る資料であるので、表紙に番号を付け、課長・係長が必ず押印し、書式としての最低限の体裁を整えて保管すべきと考える。

4. 保育料

認可保育所における保育料について、次のことが決められている。

① 保育料の決定

保育料は、世帯の「前年の所得税額」と「前年度住民税の額」で算定される。

*「保育料（月額）基準額表」（表 19）

- ・区立保育所、公設民営保育所、私立保育所の保育料は同じである。
- ・毎月 1 日現在に在所している場合は、1 か月分の保育料がかかる。
- ・保育料は 1 か月単位。月の途中の退園でも、その月の保育料はかかる。
- ・保育料を滞納した場合は、地方税の例により滞納処分（給与等の差押えなど）を行う場合がある。

② 保育料の納入方法

保育料の納入は、原則として口座振替払いである。4 月入園の場合には 7 月から開始となる。

③ 延長保育の保育料

延長保育の保育料は、1 時間延長で通常保育の概ね 1 割である。

④ 保育料の減額と免除

申請があった翌月から（月の初日に申請した場合は当月から）対象となる。

*主な減額事由（年度内 1 件の適用）は次のとおりである。（例示）

- ・子どもが産まれたとき：年度末まで
- ・同一世帯内に身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1～3 級を所持する者がいるとき

*主な免除理由（例示）

- ・同一世帯に小学校就学前の児童が 3 人以上いる世帯で、同時に 3 人以上の児童が認可保育所、幼稚園、認定子ども園および江東区が保護者負担軽減の対象としている認可外保育施設または幼稚園類似施設等に入所しているとき：認可保育所に在籍している 3 人目以降の子どもについて免除

認可外保育施設の保育料に関しては、保育施設と保護者が契約を結び、直接保育施設に支払うこととなっている。金額については個々の保育施設によって異なるが、概ね一人月額 47,000 円～80,000 円程度である。

区は、認可外保育施設の保育料に対して、以下の補助を行っている。

表 18

認可外保育施設保護者負担軽減事業

保護者の前年の 所得税額の合計額		25万円未満	25万円以上 45万円未満	45万円以上
認可外保育施設 に預ける児童数	1人目	2万円	1万5000円	1万円
	2人目	3万円	2万2500円	1万5000円
	3人目以降	4万円	3万円	2万円

< 意見 7 >

保育料の納入は、原則として口座振替となっており、4月入園の場合は7月から口座振替が開始される。従ってそれまでの4月から6月までの保育料は、納付書により金融機関またはコンビニエンスストアにて保護者が支払うことになっている。

概して口座振替の開始時期が遅く、納付書で納める期間が長いほど、未収保育料の発生や増加につながっていく傾向が見られる。入園諸手続きの書類入手の段階で、口座振替に関する通知も同時に行い、5月から口座振替が開始できるような体制をとるべきであろう。

< 意見 8 >

認可外保育施設保護者負担軽減事業における補助金の金額が、従来一律1万円だったものが、平成21年度より所得税に応じて段階が設けられ、かつ児童数によっても金額に差をつけるなど木目の細かい制度になった。

複数の児童を持つ保護者にとって経済的には相当の負担軽減になるものと思われる。

一般的に認可外保育施設の保育料は高額であるというイメージがあるので、この事業については区として広報に力を入れ浸透させるべきものとする。

表 19

保育料（月額）基準額表

単位：円

世帯の階層区分		保育料（月額）					
階層	所得等の条件	3歳児未満		3歳児		4歳以上児	
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	△分所得税非課税世帯	1,200	480	1,200	480	1,200	480
C1	20年度分住民税均等割のみの世帯	3,100	1,240	2,500	1,000	2,500	1,000
C2	20年度分住民税所得割7,000円未満世帯	3,600	1,440	3,200	1,280	3,200	1,280
C3	20年度分住民税所得割7,000円以上世帯	4,300	1,720	3,900	1,560	3,800	1,520
D1	20年分所得税課税 2,000円未満世帯	7,900	3,160	6,800	2,720	6,800	2,720
D2	" 2,000円以上10,000円未満世帯	9,700	3,880	8,500	3,400	8,400	3,360
D3	" 10,000円以上20,000円 "	10,900	4,360	10,800	4,320	10,700	4,280
D4	" 20,000円以上40,000円 "	18,000	7,200	12,700	5,080	12,600	5,040
D5	" 40,000円以上60,000円 "	22,300	8,920	14,800	5,920	14,700	5,880
D6	" 60,000円以上80,000円 "	25,100	10,040	16,700	6,680	16,600	6,640
D7	" 80,000円以上100,000円 "	27,600	11,040	18,400	7,360	18,300	7,320
D8	" 100,000円以上120,000円 "	29,800	11,920	19,800	7,920	19,700	7,880
D9	" 120,000円以上140,000円 "	32,100	12,840	21,200	8,480	21,000	8,400
D10	" 140,000円以上170,000円 "	34,100	13,640	22,800	9,120		
D11	" 170,000円以上210,000円 "	36,200	14,480	24,200	9,680		
D12	" 210,000円以上250,000円 "	38,000	15,200	25,200	10,080		
D13	" 250,000円以上290,000円 "	40,000	20,000	26,400	13,200	21,000	10,500
D14	" 290,000円以上330,000円 "	41,700	20,850				
D15	" 330,000円以上370,000円 "	43,500	21,750				
D16	" 370,000円以上410,000円 "	45,000	22,500				
D17	" 410,000円以上450,000円 "	46,800	23,400	15,840			12,600
D18	" 450,000円以上600,000円 "	50,700	30,420				
D19	" 600,000円以上750,000円 "	57,200	34,320				
D20	" 750,000円以上900,000円 "	62,800	37,680				
D21	" 900,000円以上の世帯	67,200	40,320				

5. 保育料の未収管理

<概 要>

保育料の納期限は毎月末で、支払は原則口座振替としている。納期限に引き落とされなかった保育料に関して、区は翌月督促状を発送し、3か月後に催告状、その後電話、手紙等で催告を行っている。さらに会社勤務者に対しては、給与差押の予告を通知する等、未収金額の減少に努めている。地方自治法第236条第1項の規定に基づき徴収権が5年で消滅するので、回収できず5年経過したものについては、財務会計のシステム上、自動的に不納欠損（貸し倒れ）として帳簿から除外される。

上記の管理業務は、入園係12人が地域別に一人5～6園を担当して実施している。管理資料としては、それぞれが担当地域の未納集計表（園別）と未過納者リスト（個人別）を保管している。あくまで管理は担当者毎であり、未収金額全体を園別、個人別に捉えている人はおらず、そのような資料も作成されていない。またこれらの管理資料は、必ずしも財務データと整合性が取れているわけではないので、この資料を正式の経理帳簿と位置付けることはできない。

更にこれらは年度毎に更新されるので、前年度以前の未収金額がある場合には、それらと合算する作業が必要で、現時点での未収金額全額を把握するには時間を要する。すなわち一般企業で言うところの、売掛金補助簿・得意先台帳としての機能を果たしていない。

平成19年度末日の保育料の未収状況は、以下のとおりである。

表 20

収入未済額推移

単位：千円

	調定額	収入額	還付未済額	不納欠損額	収入未済額
平成13年度	2,613	0		* 2,613	0
平成14年度	3,749	103			3,646
平成15年度	3,281	213			3,068
平成16年度	5,324	597			4,727
平成17年度	6,760	1,523			5,237
平成18年度	11,366	3,787			7,579
平成19年度	1,309,078	1,294,476	7		14,609
合計	1,342,171	1,300,699	7	2,613	38,866

*平成19年4月1日不納欠損処理

表 21

平成 19 年度収入率

単位：千円

	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調定額構成比
区 内 公 立	769,534	759,694	98.7 %	58.8 %
公 設 民 営	120,405	120,135	99.8 %	9.2 %
区 内 私 立	402,616	399,154	99.1 %	30.7 %
区 外 公 立	11,225	10,721	95.5 %	0.9 %
区 外 私 立	5,298	4,772	90.1 %	0.4 %
合 計	1,309,078	1,294,476	98.9 %	100.0 %

表 22

収入未済額明細（平成 20 年 3 月 31 日現在）

単位：千円

	未 済 額 累 計	未 済 額 構 成 比
区 内 公 立	27,913	71.8 %
公 設 民 営	414	1.1 %
区 内 私 立	8,098	20.8 %
区 外 公 立	1,407	3.6 %
区 外 私 立	1,034	2.7 %
合 計	38,866	100.0 %

*平成 14 年～19 年分

< 意見 9 >

未収保育料の管理が担当者毎で、全体的な管理体制が整っていないと思われる。担当者により回収意欲・実績・回収テクニック等には差があるので、これらを調整して均質化し、全体としての未収金額の減少を図ることが重要である。未収保育料の残高が個人別に把握できていることが、債権管理の第一歩である。

年度毎の調定額（保育料発生額）に対する収入額（回収額）の割合（収入率）は 99%近いが、期間収支に偏り過ぎており、一定時点での残高を把握する貸借対照表的な発想が、保育料の未収管理の場合には必要である。

財務会計システムの変更が必要かも知れないが、調定年度別未収保育料（園別、個人別）リストの作成は、未収管理の精度を上げていくには欠かせない手段である。このリストには当年度の調定額、収入額だけでなく、前年度からの繰越金額も表示されなくてはならない。これらのリストに回収担当者であれば誰でもアクセスができるようにして、回収会議等で情報をオープンにすれば、回収が更に向上するのではないだろうか。

< 意見 10 >

表 21 の調定額構成比と表 22 の未済額構成比を比較すると、区内公立保育所と区内私立保育所の間で相反する数字が出ている。区内公立保育所では調定額構成比は 58.8%であるが、未済額構成比は 71.8%と大きくなっている。一方、区内私立保育所では、調定額構成比は 30.7%であるが、未済額構成比は 20.8%と小さくなっている。そのことは一般的に言えば、私立保育所の方が公立保育所よりも未収保育料に関する関心が高く、回収実績も高いことを意味する。区内公立保育所の未済額累計は 27,913 千円と大きく、区内私立保育所の 3 倍以上もあるので、未収保育料の問題は区内公立保育所の未済額に関して回収実績をいかに上げていくかにかかっている。現在、督促状・催告状は、各園長から保護者に直接手渡しているが、さらに保護者への働きかけに工夫・改善の必要があると思われる。

いずれにしても、大部分は真面目に保育料を支払っている保護者である。また、経済的理由等で保育料の支払いが困難な場合には、区は減額、免除等の措置を設けている。従って、未収保育料を発生させるのは、本当に不心得な一部の保護者に過ぎないと思われるので、彼らに対しては厳格な態度で臨むべきものとする。

< 意見 11 >

未収保育料のほか学童クラブでも、未収育成料について同様の問題を抱えている。

現在、組織の枠を越えての連携がないので、同一保護者に対して未収保育料と未収育成料が複数存在していても、総額として把握できていない。区全体として未収債権の回収率を上げるためにも、同じ子ども生活部内のことなので、情報の共有化を図り効率的な回収促進を図るべきである。

さらに、住民税・国民健康保険料等、区が管理すべき未収金額は多岐にわたり、これらも含めて包括的な管理手法の構築が必要である。

一方で、区が扶助費・補助金として支払うべき債務が存在している。

ある特定の住民に対して債権として残高があるにもかかわらず、債務は先行して履行されてしまうことがないのか、区全体としてのチェック体制が必要である。

今後、未収債権の発生度合が高まり、金額が増加するのであれば、これらを一元化すべく専任の担当者を配置し、集中管理することも検討しなければならない。

B 保育施設別監査の結果と意見

1. 区立保育所

表 23

「区立保育所」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
保育所管理運営事業					
報酬	266,428	279,369	261,688	255,490	295,803
共済費	18,860	22,011	22,011	19,191	21,764
賃金	169,274	136,450	164,515	162,786	142,581
謝礼金	261	328	328	272	328
旅費	73	144	144	67	142
消耗品費	59,151	59,857	58,137	57,591	74,002
印刷製本費	1,161	1,333	1,653	1,651	1,608
光熱水費	144,013	144,214	147,693	145,974	142,880
修繕料	32,496	30,093	35,493	35,327	39,529
賄費	250,327	252,429	252,429	250,166	244,951
通信費	2,280	2,722	2,722	2,189	2,722
郵便料	109	144	144	142	144
運搬料	220	125	125	0	125
清掃料	23,405	22,537	22,923	22,922	22,406
剪定・除草料	1,806	1,260	1,358	1,357	1,374
手数料	15,281	15,195	15,129	14,866	15,848
委託料	144,004	181,605	181,605	178,584	201,339
機器・物品借料	0	32,522	32,522	32,522	32,909
自動車・駐車場使用料	6,215	6,322	6,322	5,790	6,378
会場・器具使用料	6	7	7	2	7
宿泊・入場料	30	92	92	21	90
工事請負費	19,498	19,719	19,719	16,632	30,975
備品購入費	12,039	20,038	20,038	18,607	32,500
東京都社会福祉協議会分担金	1,035	1,007	1,007	1,007	982
東京都保育研究大会分担金	222	360	360	360	210
江東区社会福祉協議会分担金	37	36	36	36	35
給食担当者講習会参加費負担金	16	8	8	8	8
日本スポーツ振興センター共済掛金	1,391	1,401	1,401	1,378	1,369
保育所借上施設共益費	3,682	3,834	3,834	3,651	3,727
深川一丁目保育園管理組合費分担金	420	441	441	420	441
防火管理者研究会参加費負担金	296	288	288	288	280
大規模修繕負担金	2,503	1,900	7,450	3,816	10,940
合 計	1,176,539	1,237,791	1,261,622	1,233,113	1,328,397

<概 要>

区立保育所の運営に要する全ての費用が挙げられている。ただし、園長・保育士・調理員等、正職員の人件費は別途取り扱われているので、ここには含まれていない。

費用の総額では、平成 18 年度実績を 100 とすると、平成 20 年度予算は 113 と増加している。項目別でみると、非常勤職員人件費（報酬・共益費・賃金）、給食費（賄費）、給食調理費（委託料）が大きな金額を示している。

最近 3 年間の保育所当たりの運営費を計算すると、次の表のとおりで微増している。

表 24

年 度	保育所数	保育所当たりの運営費
平成 18 年度実績	37	31,798 千円
平成 19 年度実績	36	34,253 千円
平成 20 年度予算	35	37,954 千円

< 意見 12 >

区は、これらの運営費について保育所単位の費用管理を行っておらず、区立保育所費用として総額を一括管理している。

ほとんどの項目は保育課が直接発注・契約を行っており、保育所に発注権限を与えているのは消耗品費くらいなので、その必要性も感じていないとのことであった。

しかし、民間企業で 36 の支店・営業所が設置されているのに、各店ごとの費用を把握していないということは通常では考えられない。例え発注権限等を与えていなくても、各保育所の運営費を項目別に把握することは、保育所の運営に関して管理責任を持つ保育課としては、職務の範囲内であると考ええる。

表 24 のとおり、保育所当たりの運営費は、年々僅かではあるが増加している。しかも、正職員の人件費はこの中に含まれていないのである。区立保育所の運営費全体のコスト削減を考えるのであれば、保育所ごとにデータを比較・分析し、発生する費用を正確に把握することがその第一歩ではないか。

(1) 報酬・共益費・賃金

報酬（通勤交通費を含む）

平成 19 年度実績 255,490 千円には、非常勤職員に対する次のような内容が含まれている。

表 25

報酬	栄養士（保育所 26 名、保育課 1 名）	27 名	
	零歳児特例保育士	16 名	
	普通保育士	12 名	
	乳児専門保育士	<u>1 名</u>	
	計	<u>56 名</u>	109,702 千円
	特例延長時間に対する報酬（36 園延べ金額）		<u>99,858 千円</u>
			<u>209,560 千円</u>

ここで特例延長時間とは、通常保育以外の特例保育に関するもので、午前 7 時 30 分～8 時 30 分と午後 5 時 30 分～6 時 30 分に保育する場合を言う。

共済費

上記非常勤職員に対する共済費である。

賃金（通勤交通費を含む）

期間を区切って採用される臨時職員に対する報酬である。36 園全部で発生しており、保育所当たりの金額は平均 452 万円である。

< 意見 13 >

平成 20 年 10 月 1 日現在 35 園（平成 20 年度から 1 園民営化したので、平成 19 年度 36 園より 1 園減少している。）で、正職員は合計 708 名、園平均 20.2 名が配置されている。

それ以外に特例保育等のために、上記非常勤職員、臨時職員が各園 1 名から多いところは 4 名配置されており、手厚い職員体制を敷いている。

正職員の採用が年々難しくなっているため、それを補う者として非常勤職員・臨時職員の果たす役割は重要になってきている。一方、彼らの報酬・賃金等は当然人件費の押し上げ材料となってくるので、保育需要を正確に予測した上で採用・配置については慎重に行わなければならない。

(2) 賄費

賄費の業務フローおよび業務分担は、以下のとおりである。

図 3

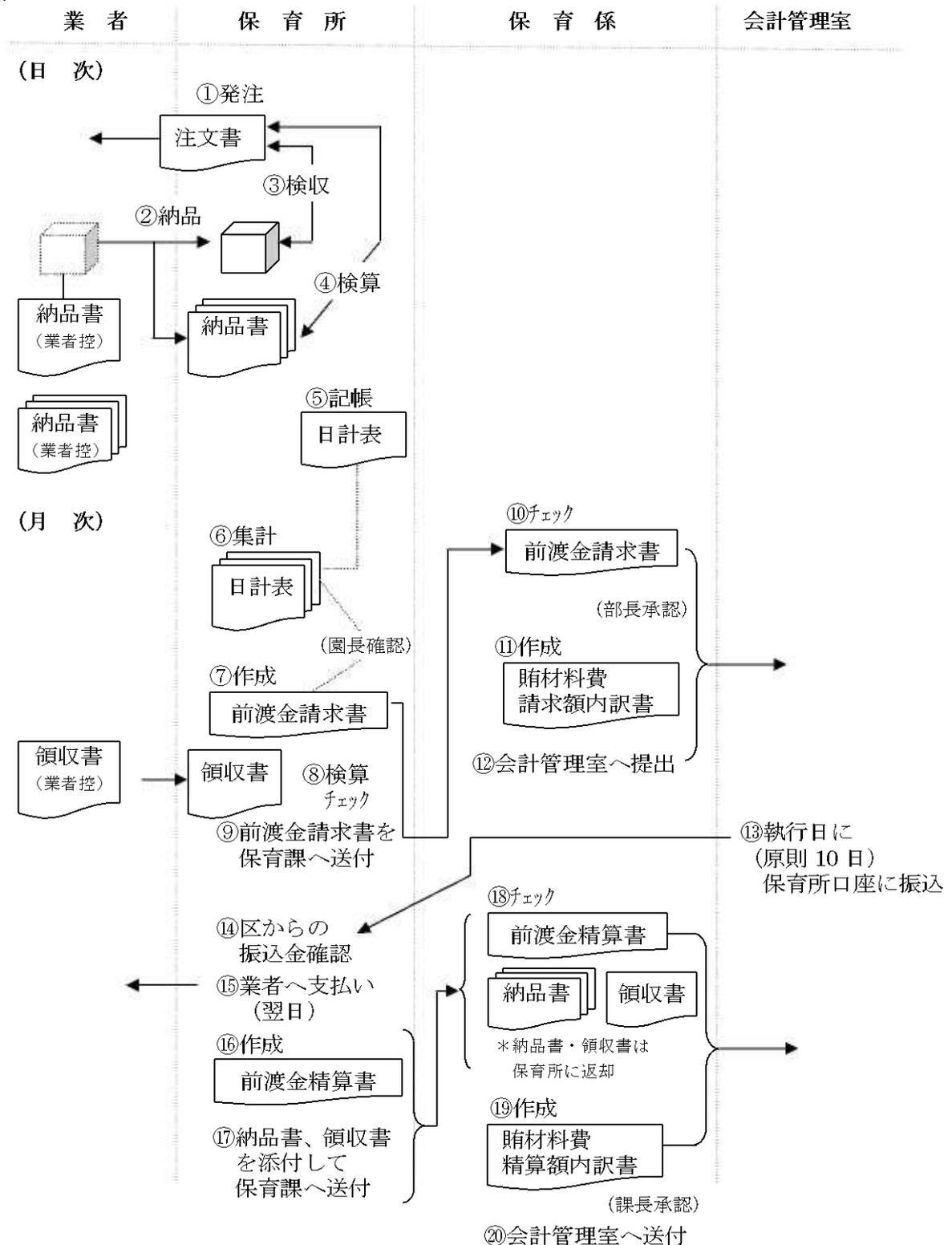


表 26

時 期	保育所	保育係	会計管理室
注 文	①発注は園長の点検を受けた後、「発注書」を使って業者毎に行われる。 発注単価は一人一食300円(乳児300円、幼児280円)を目途に一週間単位で行われる。		
納 品	②食材が納品される。 ③検収を行う。数量を確認し注文書控とチェックする。 ④業者からの「納品書」を「注文書」と照合し検算する。 ⑤「納品書」を整理し、計算突合の上「日計表」に手書きで記帳する。		
請 求 (毎月末)	⑥月末に「日計表」を集計する。 ⑦園長確認の後「前渡金請求書」を作成する。 ⑧業者から到着した「領収書」の検算、印洩れ捨印洩れチェック、収入印紙貼付のチェックを行う。 ⑨「前渡金請求書」を保育係に送付する。	⑩保育所から送付された「前渡金請求書」をチェックする。	
保育所への 支払い		⑪「賄材料費請求額内訳書」を作成する。 ⑫部長承認の下で「前渡金請求書」を添付して会計管理室へ送付する。	⑬予め決められた執行日(原則翌月10日前後)に、各保育所の指定口座に振り込む。
業者への 支払い	⑭保育所指定の銀行口座へ会計管理室から振り込まれていることを確認する。 ⑮確認後、その翌日に業者に銀行指定用紙を使用して振り込む。 ⑯「前渡金精算書」を作成する。 ⑰「前渡金精算書」に「納品書」「領収書」を添付して、保育係へ送付する。	⑱「前渡金精算書」「納品書」「領収書」を照合し、差額が発生していないことを確認する。 *「納品書(原本)」は保育所に返却する。 ⑲「賄材料費精算額内訳書」を作成する。 ⑳課長承認の下で「前渡金精算書」を添付して会計管理室へ送付する。	

< 意見 14 >

「領収書」の書式が使用されているが、過去に賄費が現金により支払われていた当時の名称で、銀行振込で行われている現在では実態を表していない。

業者が作成する「領収書」は、実質は請求書または請求明細である。「領収書」という名

称のため収入印紙が貼付されているが、現金受領はないので本来は収入印紙を貼付する必要はない。

< 意見 15 >

賄費の支払いについては、図 3 および表 26 で明らかなように、銀行振込により行われているが、業者に対して直接支払われるのではなく、一度保育所を通して行われている。

一見非効率に見えるが、過去に保育所から直接業者に現金で支払っていた時代の業務形態をそのまま踏襲しているもので、保育所の食材調達はできるだけ地元業者に依頼するという区の方針の表われでもある。

ただし、現実には「前渡金請求書」で支払われた賄費は、ほとんどそのまま保育所を通して業者に支払われてしまうので、現在のように「前渡金精算書」到着時に納品書等の証憑書類をチェックするのでは遅い。「前渡金請求書」入手時でのチェックが必要であり、そのためには現在の末日締め翌月 10 日支払いでは無理があり、私立保育所の大部分が行っている末日締め翌月末支払いへの変更が必要である。業者の資金繰りへの影響が心配されるが、実質的には変更月だけの問題であり、十分説明をすれば理解してもらえることと思われる。

< 意見 16 >

納品書、領収書等の書式に業者の捺印を恒常的に押させているが、内部統制の上からは疑問が残る。

平成 20 年 9 月計上分（10 月上旬支払分）の賄費に関する「納品書」「領収書」「前渡金請求書」「前渡金精算書」等を約 1,000 件チェックした結果、次のことが判明した。

- ・チェックした書式の 99%に捺印が押されていた。
- ・「納品書」の内訳（数量、単価等）が違っていたため訂正しているものが数件散見されたが、捺印があるため「何字加入、何字削除」の記載はなかった。
- ・「納品書」の合計金額が違っているため手書きで直したものが 2 件あった。捺印があるため、金額訂正された箇所には訂正印はなかった。
- ・そもそも捺印の意味、危険性を正確に理解している人が少ない。

「原則捺印を押させない」という発想の転換が必要で、そのためには次のような業務ルールの確立が求められる。

- ① 請求金額、領収金額など、その書式の基礎となる合計金額が変更される場合には、多少手間がかかっても当事者の訂正印をもらう。
- ② 重要な書式については、捺印前に F A X またはメールで記載内容をチェックし、間違いのないことを確認してから捺印する。
- ③ 軽微な部分、内訳部分等の訂正で合計金額に影響を与えない場合には訂正印を要求しない。

(3) 委託料（給食調理委託料）

平成 19 年度委託料実績 178,584 千円の中には、給食調理委託料が 158,377 千円（88%）含まれているので、これについて説明する。

給食調理業務の外部委託は平成 14 年度から始まり、平成 19 年度においては、36 保育所の中 12 保育所が 6 給食業者に業務を委託している。江東区の方針としては、今後多数の定年退職者発生が予想されるが、正職員は補充せず、その都度外部委託に切り替えていくとのことである。区は、給食調理業務の委託に当たって、その円滑な実施に向けた検討をするため、「保育園給食調理業務委託検討委員会」を設置している。

委員会は子ども生活部長を始め区職員 7 名から構成され、給食調理業務委託の基本的な考え方に関する事項および業者選定に関する事項を決めている。業者選定に当たっては、業者から提出された計画書を詳細に検討、選定項目をポイント評価し、最高点獲得業者を委託先として選定している。

選定項目は下記のように多岐にわたっている。

- ・ 本社所在地または事業所の位置
- ・ 企業の経営状況
- ・ 23 区内での保育園給食の受託実績
- ・ 江東区学校給食についての受託実績
- ・ 配置予定従業員の経験能力、固定的配置
- ・ 従業員の休暇取得等に備えた代替従業員の配置体制
- ・ 衛生教育、安全教育、調理技術等の研修体制
- ・ 食中毒等、重大な事故の発生状況

給食調理業務は、児童の発育、健康に大きな影響を与えるものであり、またアレルギー一症の児童の存在等の問題もあり、常にきめ細かいサービスの提供が求められる。単に価格面だけで合い見積もりを行い業者を選定することは相応しくなく、現在江東区が行っている実績のある業者から、検討委員会がポイント制により選定するという方法は、実情に合ったものと言える。

委託料は保育所当たり年間 1,200 万円～1,400 万円で、平成 19 年度の 12 保育所の平均金額は 13,198 千円であった。

ここで、給食調理に関して外部委託した場合と直接保育所内で調理する場合のコストを比較してみる。

認可基準によると、20 名以上の認可保育所では 2 名の調理員の配置が義務付けられている。従って区立（公設公営）保育所での調理員の人件費は、次のような金額が推定される。

$$\begin{aligned} & \text{一人当たり年間給与 718 万円 (昨秋 23 区職員の平均給与として新聞発表された数字)} \\ & \times 2 \text{ 人} = 1,436 \text{ 万円} \\ & 1,436 \text{ 万円} \times 1.2 \text{ (共済費分加算)} = 1,723 \text{ 万円} \end{aligned}$$

平均委託料 1,319 万円と比較すると、1,723 万円というのは単純に 400 万円以上高いということになる。コスト面だけを考えると、給食調理業務に関しては今後も外部委託を進めるという区の方針は納得のいくものである。

< 意見 17 >

給食調理業務を委託した保育所については、調理員が 0 人になるはずであるが、2 保育所では委託後も調理員が一部在籍していた。0 歳児については業務委託の範囲に含めず、従来の保育所の調理員が引き続き調理するとのことであるが、業務の効率化を高めるためには年齢で区別するのではなく、給食業務全体を業務委託の対象とすべきであろう。

2. 公設民営保育所

表 27

「公設民営保育所」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
1. 保育所管理運営事業					
委託料(管理運営委託)	657,496	884,117	878,811	864,223	1,122,935
猿江保育園園庭用地買収 工事請負費			10,100	10,100	4,443
保育所借上施設共益費	316	458	458	304	458
防火管理者研究会参加費負担金	32	40	40	40	48
計	657,844	884,615	889,409	874,667	1,127,884
2. 保育所公設民営化移行事業					
謝礼金	18	316	266	18	658
消耗品費	213	200	200	179	228
郵便料	54	65	125	121	106
委託料	28,210	32,162	32,162	31,245	31,712
自動車・駐車場使用料	89	208	198	162	234
計	28,584	32,951	32,951	31,725	32,938
合 計	686,428	917,566	922,360	906,392	1,160,822

<概 要>

地方自治法の改正により指定管理者制度が定められ、民間事業者にも公の施設の管理運営ができるようになった。江東区では平成16年度から保育所に指定管理者制度を導入した。

表 28

No.	設置(移行)年月	園 名	受託法人	区分	備 考
1	平成14年4月	潮見保育園	(社)そのえだ	新設	業務委託契約から変更
2	平成14年4月	猿江保育園	(社)もろほし会	新設	業務委託契約から変更
3	平成16年4月	白河かもめ保育園	(社)東京児童協会	新設	
4	平成18年4月	豊洲保育園	(社)景行会	移行	
5	平成19年4月	毛利保育園	(社)もろほし会	移行	
6	平成20年4月	南砂第二保育園	(社)わかみや福祉会	移行	
7	平成22年4月予定	亀戸第四保育園	未 定	移行	
8	平成22年4月予定	塩浜保育園	(社)流山中央福祉会	移行	

上記1、2は従来の業務委託制度からの変更であり、既存の区立保育所が指定管理者制度に移行したのは4の豊洲保育園からである。

既存の区立保育所を民営化すると、保育士が全員交代するので、児童への影響を考えると保護者の不安は大きく、簡単には進まないのが現状である。最近では、民営化発表から実際の民営化までは最低でも1年半かかっており、直前3か月は共同の保育期間を持つなど、相当の時間と費用をかけないと円滑な移行は難しくなっている。

指定管理者の選定については、区役所内に指定管理者選定委員会が設置され、書類審査と現地視察およびヒアリングを実施している。経営面では専門家からの意見を聴取するなど、項目別に点数化し総合得点により最上位者を候補者として選定している。

指定期間は5年間で、「協定書」を締結し、管理の期間・業務の内容・施設および設備の維持管理・定員・開所時間・休日等、重要事項について定めている。委託料については、別途毎年の「年度協定書」を締結し、支払時期・支払方法・支払金額・会計処理方法・提出書類・委託料の精算・繰越金等について具体的に定めている。

委託料の精算は、年度終了後速やかに行うことになっているが、その際歳入決算額の5%の金額が、内部留保できることになっている。これは継続的に保育の質を上げてもらうために使用するための資金として、設定することを認めたもので、指定管理者に与えた一種のインセンティブと言える。

応募については、民営化予定の約2年前から区報・インターネット（区のホームページ）等で行っており、資格としては都内または近県（埼玉県・千葉県・神奈川県）で認可保育所を運営している社会福祉法人としている。

< 意見 18 >

区では、現在、指定管理者の指定は実績のある社会福祉法人に限っている。しかし、社会福祉法人はもともと慈善事業から出発しており、経営の拡大とは相容れない要素を持っている。

ますます多様化する保育ニーズに対応して、民間事業者の柔軟性やノウハウを活用するためには、今後は株式会社やNPO法人も対象法人として検討していくことが考えられる。

その場合には、事業者の経営内容に常に注意を払っていく必要があり、区の指導・管理体制が問われることになる。

(1) 保育所管理運営事業

委託料（管理運営委託）の平成 19 年度実績の保育所別内訳は、次のとおりである。

表 29

単位：千円

	A園	B園	C園	D園	E園	合計
国基準支弁額	97,885	111,934	61,507	92,327	89,781	453,434
旧都基準相当額	49,041	52,168	37,102	47,008	47,690	233,009
区単独補助額						
民営化移行経費	39,261	—	—	—	27,248	66,509
その他補助	19,418	20,327	14,935	19,513	19,272	93,465
サービス推進費相当額	5,520	8,440	3,677	6,698	5,235	29,570
保守委託料（注1）	173	525	173	173	173	1,217
合計	211,298	193,394	117,394	165,719	189,399	877,204
					超過分戻入（注2）	△12,981
					委託料決算額	864,223

（注1）保守委託料は、区が直接業者等に支払った、建築設備点検委託料等である。

（注2）超過分戻入は、確定委託料の残金のうち歳入決算額の5%を超過した金額について戻入する（年度協定書13条）との規定を根拠とする。

委託料は、私立保育所と同様、国基準支弁額・旧都補助相当額・区単独補助金（これらについては私立保育所の項で詳細に説明する）に、民営化独自の民営化移行経費およびサービス推進費相当額を加算したものから構成されている。

民営化移行経費および保守委託料を除く保育所当たりの年間委託料は、 $159,299$ 千円 $<(864,223 - 66,509 - 1,217) \div 5>$ で高額となっている。統計的には区立保育所の運営費等（運営費＋人件費）の方が現在は高くなっている（表30参照）が、民営化移行経費等が増加しているため年々その差は縮まっている。

民営化移行経費とは、従来の区立保育所と同水準の職員配置を行った場合に発生する金額と、現在の金額との差額を加算するものであり、民営化後の保育サービスの充実に欠かせないものとなっている。

サービス推進費相当額は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要領により、私立保育所に交付される補助金と同様の加算をするもので、保育所が外国人児童受入・外部講師招聘・小中学生育児体験受入・退所児童交流等を行った場合が支給の対象になっている。

< 意見 19 >

民営化移行経費は、加算保育士雇用経費と施設（設備）整備費加算から構成されている。条件等で支給基準が必ずしも明確になっているわけではないが、現在の公設民営化事業を円滑に推進していくためには必要な経費であると考ええる。

ただし、現在は 3 園であるが、今後民営化が進むに従って他の園でも新たに発生することが予想され、金額の算定・支給期間については十分審議を行い、決定する必要がある。

< 意見 20 >

公設民営保育所と区立保育所の年間平均コストを比較すると、以下のとおりである。

表 30

公設民営保育所		区立保育所		
項目	金額	項目	金額	備考
委託料	159,299 千円	運営費	34,253 千円	表 24 より
		人件費	143,600 千円	718 万円×20 名
		共済費	28,720 千円	上記人件費の 20%
計	159,299 千円	計	206,573 千円	

* 区立保育所の人件費計算のうち、718 万円は新聞報道による都内 23 区職員の平均給与、20 名は区立保育所の正職員の平均配置人数を適用した。

民営化移行経費と、後述する公設民営化移行事業にかかわる委託料を加算すると、公設民営保育所のコストも上昇するが、それでもなお現状では 15%程度、区立保育所のコストを下回っている。従って、保育所の管理運営面からはコスト削減の可能性が考えられる限り、区立保育所の民営化は今後も時間をかけて取り組んでいかなければならない課題である。

< 意見 21 >

年度協定書の中で、繰越金および委託料が実際の確定委託料を超えた場合の精算方法について取り決めているが、計算過程が複雑で理解し難いものになっている。計算する時期も指定管理者（社会福祉法人）の決算と重なっているため、極めて短期間に行わなければならないが、実質的な数字の検証は精算時までには終了していない場合もあると思われる。

区としては、委託料というのはあくまで概算払いという認識が強く、5%の利益を確保した後、もし過剰支払い分があれば、それは精算し返金するものと考えている。

ある保育所の例を挙げて、精算の過程を検証する（数字は仮のものを入れている）。

1. 平成 20 年 4 月 22 日 確定委託料の確認（保育所→保育課）

表 31

既支払済委託料	100,000 千円
確定委託料	99,000 千円
精算額	1,000 千円

2. 平成 20 年 5 月 10 日 平成 19 年度委託料戻入額見込報告（保育所→保育課）

表 32

施設会計歳入決算見込額	A	120,000 千円
施設会計歳出決算見込額	B	110,000 千円
当期繰越金	C (A-B)	10,000 千円
施設会計歳入決算見込額の 5%	D (A×5%)	6,000 千円
戻入額	E (C-D)	4,000 千円
累計繰越金額	F	20,000 千円
当該年度人件費（見込）	G	80,000 千円
当該年度人件費（見込）の 50%	H (G×50%)	40,000 千円
繰越金額超過による戻入額（見込）	I (F-H)	0 千円
戻入額総額（見込）	J (E+I)	4,000 千円

3. 平成 20 年 5 月 13 日 最終精算額の通知および委託料の返還手続き（保育課→保育所）

表 33

管理費用の精算	1,000 千円
歳入決算額の 5%超過分	4,000 千円
精算額合計	5,000 千円

これらの精算額、戻入額の計算は、指定管理者（社会福祉法人）の決算期間中に行われており、数字が確定していないので決算見込数字に基づいて実施されている。

区としては、概算払いの精算であるから、当然、平成 19 年度の出納整理期間中に終了したいと考えている。しかし、そのために指定管理者の決算が完全に終了していない段階で、見込金額を用いて行うことに問題がないのか、なぜ翌年度精算ではいけないのか疑問の残るところである。

現状では、表面的な数字を確認するだけにとどまり、指定管理者の決算内容を本当にチェックしたことになっていない恐れがある。

< 意見 22 >

区は年度協定書に基づき、四半期ごとに管理費用を分割して概算払いしている。

区 分	支払時期
第1・四半期（4月～6月）	4月上旬
第2・四半期（7月～9月）	6月下旬
第3・四半期（10月～12月）	9月下旬
第4・四半期（1月～3月）	12月下旬

資金的にみれば3か月分の管理費用を前払いしていることになり、その間の債権保全はなされていないことになる。

委託料、補助金に関して、不正事故の報道を目にする昨今、支払時期を遅らせ、前払い部分をできるだけ少なくする工夫も考慮すべき時機であると考えます。

例えば3か月間のうち最初の1か月経過後に支払うとか、毎月支払いに支払方法を変更するなど、未然にリスクを回避することを考える必要がある。

このような考え方は補助金全般に通じて言えることであるので、区として全体的な見直しが必要と思われる。

(2) 保育所公設民営化移行事業

公設民営化が円滑に実現するように、1年間の移行準備期間に、現在は6か月間の共同保育を実施している。委託料はその期間、指定管理者となる社会福祉法人が派遣する保育士等に支払われる人件費である。区立保育所の保育士等と社会福祉法人の保育士等が共同で保育に当たるので、その期間の人件費は急増する。区は公設民営化移行園の常勤保育士の平均経験年数を6年以上としているが、区立保育所の常勤保育士の平均の経験年数はそれより長いので、経験年数の違いから保護者からの不安を招く恐れがある。それを防ぐため、また、児童が急激な環境変化に耐えられるようにするためにも、一定期間の共同保育は必要な措置と考えられている。

< 意見 23 >

他の自治体で共同保育期間が3か月とされているところもあるが、江東区の場合、過去に民営化した保育所については、共同保育期間はすべて6か月であった。

平成22年4月より民営化に移行となる亀戸第四保育園と塩浜保育園については、共同保育期間はまだ決まっていないが、今後の協議により慎重に決める必要がある。

3. 私立保育所

表 34

「私立保育所」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
1. 私立保育所扶助事業					
賃金	289	385	385	381	401
消耗品費	393	496	508	485	547
印刷製本費	1,610	1,563	1,771	1,768	2,367
郵便料	991	1,028	1,450	1,341	1,407
委託料	1,465	1,806	1,829	1,659	2,101
自動車・駐車場使用料	11	50	50	38	34
備品購入費	0	27	27	27	37
私立保育所保育扶助	1,816,998	2,108,095	2,179,233	2,179,007	2,665,996
私立保育所延長保育補助金	109,777	144,930	132,725	127,502	180,707
区外保育所保育扶助	70,627	80,047	77,667	76,272	77,694
保育所利用者負担金過年度還付金	14	0	0	0	0
計	2,002,175	2,338,427	2,395,645	2,388,480	2,931,291
2. 私立保育所補助事業					
消耗品費	6	20	20	19	20
郵便料	76	111	111	107	178
委託料	228	259	259	258	289
自動車・駐車場使用料	24	28	0	0	28
保育所借上施設共益費		3,512	3,512	3,487	6,508
公私立保育所活動経費助成金	223	400	0	0	400
私立保育所運営補助金	181,055	213,378	223,669	223,667	270,646
計	181,612	217,708	227,571	227,538	278,069
3. 私立保育所施設整備資金融資事業					
利子補助金	1,668	1,524	2,967	2,157	8,097
4. 私立保育所整備事業					
委託料		116	174	174	0
保育所借上施設共益費			8,522	8,146	3,687
整備費補助金		60,000	469,919	181,141	90,000
計	0	60,116	478,615	189,461	93,687
5. 私立保育所施設整備基金繰出金	0	0	87,500	87,500	
合計	2,185,455	2,617,775	3,192,298	2,895,136	3,311,144

＜概 要＞

「待機児童の解消」を図るため、私立保育所の開設が続いており、平成 18 年度は 1 園、平成 19 年度は 3 園、平成 20 年度は 3 園、平成 21 年度は 5 園が開所予定となっている。待機児童の問題は当面続くと思われ、社会福祉法人や民間企業等による保育所運営への積極的な参加を期待するところである。

一方、私立保育所は、建物の所有（賃借も含む）も保育事業も事業者が行うので、資金的には相当な金額が必要とされ、事業者の財務状況の把握が重要になってきている。最近でも、他の自治体で大手運営法人が経営悪化したことにより保育所が突然閉鎖となり、関係者に多大な衝撃を与えた事件が起こっているので十分な注意が必要である。

区は私立保育所の経営を安定させ、質の高い保育サービスを提供してもらうため、各種の扶助事業、補助事業を行っている。その中で、私立保育所扶助事業および私立保育所補助事業による補助額が大きく、私立保育所の経営に大きな影響を与える項目である。保育所の新規開設もあり、これらの金額は年々増加傾向を示しているので、その内容については十分に把握していく必要がある。

＜ 意見 24 ＞

認可保育所の開設において、その審査を厳密に行うのは当然であるが、それがあまり厳格過ぎると民間の参入を妨げてしまう心配がある。

監査人は開設時よりもむしろ運営開始後様々な角度から保育所の経営実態を見て対処すべきではないかと考えている。例えば次のようなことである。

① 項目ごとの年度比較を行い、異常な増減に注意する

扶助事業・補助事業・施設整備資金融資事業・整備事業等、私立保育所に対しては事業ごとに多額の資金が拠出されている。保育所単位に年度比較を行い、内容を分析することにより経営上の問題点を発見することが大事である。

② 統一標準様式の導入

私立保育所の運営主体には社会福祉法人が多いが、財団法人・株式会社・NPO 法人も一部含まれており、決算書の様式も様々である。

従って、法人の決算書をそのまま入手しても読みこなすことは難しく、まして保育所同士の経営状況を横断的に比較するには無理がある。区で決算書の統一様式を作成し、それに各保育所で必要な数字を記入し、その様式に基づいて経営的な分析を行ったり、他の保育所との比較を行うような方法が考えられる。

(1) 私立保育所扶助事業

① 私立保育所保育扶助

区内の私立保育所運営に対する扶助で、児童福祉法による保育運営費（国基準支弁額）と江東区私立保育所扶助要綱に基づく扶助費（旧都基準による加算分）を合算した金額である。保育所当たりの平成 18 年度、平成 19 年度実績および平成 20 年度予算に基づく金額は以下のとおりである。

表 35

単位：千円

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (当初予算)
金額	1,816,998	2,179,007	2,665,996
保育所数	15 園	18 園	21 園
保育所当たり最大	154,048	155,607	—
〃 最小	83,997	85,524	—
〃 平均	121,133	121,056	126,952
〃 平均（15 園）	121,133	124,801	—

保育所当たりの平均扶助費額は、年度途中開所もあったため横ばいであるが、平成 18 年度開所済 15 園を平成 19 年度のそれと比較すると 2.4%上昇している。保育所数が増加しているので総額は増加し続けており、平成 19 年度実績では 20 億円を超えている。

ア. 国基準支弁額

国基準支弁額は、(基本分保育単価＋各種加算)×児童数で金額が算出される。

平成 19 年度の保育単価は、地域を 19 区分、定員規模を 6 区分、年齢別を乳児、1 歳児～2 歳児、3 歳児、4 歳児以上の 4 区分として、保育単価表で詳細に定められている。この基本分保育単価に児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費（民改費）等を加えて加算後保育単価を算出、それに各月初日の年齢別児童数を乗じて扶助額を計算する。

次の表は、保育単価表からの一部抜粋である。

表 36

保育単価表 (平成 19 年度)

単位：円

地域 区分	月初日の 定員区分	保育所長 の区分	年齢区分	基本分 保育単価	民間施設給与等改善費加算額									
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						
14.5/100 地 域	45 人 以下	設 置	乳児	(省略)	(省略)									
			1,2 歳児											
			3 歳児											
			4 歳以上児											
		未設置	乳児											
			1,2 歳児											
			3 歳児											
			4 歳以上児											
	46~60 人	設 置	乳児											
			1,2 歳児											
			3 歳児											
			4 歳以上児											
		未設置	乳児											
			1,2 歳児											
			3 歳児											
			4 歳以上児											
	61~90 人	設 置	乳児						169,070	19,140	15,940	12,750	6,370	
			1,2 歳児						99,300	10,760	8,970	7,170	3,580	
			3 歳児						47,370	4,900	4,080	3,260	1,620	
			4 歳以上児						40,400	4,070	3,390	2,710	1,350	
		未設置	乳児						163,520	18,470	15,380	12,310	6,150	
			1,2 歳児						93,750	10,090	8,410	6,730	3,360	
			3 歳児						41,820	4,230	3,520	2,820	1,400	
			4 歳以上児						34,850	3,400	2,830	2,270	1,130	
		91~120 人	設 置						乳児	161,610	18,240	15,190	12,150	6,070
									1,2 歳児	91,840	9,860	8,220	6,570	3,280
									3 歳児	39,910	4,000	3,330	2,660	1,320
									4 歳以上児	32,940	3,170	2,640	2,110	1,050
	未設置		乳児						157,450	17,740	14,780	11,820	5,910	
			1,2 歳児						87,680	9,360	7,810	6,240	3,120	
			3 歳児						35,750	3,500	2,920	2,330	1,160	
			4 歳以上児						28,780	2,670	2,230	1,780	890	
121~150 人	設 置	乳児	(省略)	(省略)										
		1,2 歳児												
		3 歳児												
		4 歳以上児												
	未設置	乳児												
		1,2 歳児												
		3 歳児												
		4 歳以上児												
151 人 以上	設 置	乳児												
		1,2 歳児												
		3 歳児												
		4 歳以上児												
	未設置	乳児												
		1,2 歳児												
		3 歳児												
		4 歳以上児												

民改費は、余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公立施設との職員給与格差の是正などを目的として設けられたもので、常勤職員一人当たりの平均勤続年数により、以下のとおり決められている。

表 37

加算率の区分	職員 1 人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費加算分	管理費加算分
12%加算分	10 年以上	10%	2%
10%加算分	7 年以上 10 年未満	8%	2%
8%加算分	4 年以上 7 年未満	6%	2%
4%加算分	4 年未満	2%	2%

勤続年数には、現に勤務する保育所における勤続年数に、当該職員のその他の社会福祉施設（老人福祉施設、婦人保護施設、児童福祉施設、障害者支援施設等）における勤続年数を合算する。

具体的には毎年資料を提出の上、東京都により保育所単位ごとの適用加算率の決定通知を受け取っている。

イ. 区加算分、旧都基準

江東区私立保育所扶助要綱により、国基準支弁額を超えて行う保育内容の充実に要する経費が定められている。国基準と同様のテーブルが用意されており、その記載は省略するが、国基準以上に詳細なものになっている。保育単価×児童数+その他の扶助費で金額が算出されるが、主な点は以下のとおりである。

保育単価は、民改費 4 区分（12%、10%、8%、4%）毎に定員規模を 23 区分（20 人、21～30 人、31～40 人、41～45 人、46～50 人、51～59 人、60 人、61～70 人、71～80 人、81～90 人、91～100 人、101～110 人、111～120 人、121～130 人、131～140 人、141～149 人、150 人、151～160 人、161～170 人、171～190 人、191～210 人、211～230 人、231 人以上）、年齢別を 5 区分（0 歳児、1 歳児、2 歳児、3 歳児、4 歳児以上）として金額を算定している。

表 38

補助額算定基準表（平成 19 年度）

単位：円

対策別	補助対策事業		算定単価				
	番号	補助項目					
零歳児保育 特別対策事業	1	保健師（又は、助産師・看護師）の配置	民改費 12%	民改費 10%	民改費 8%	民改費 4%	民改費 停止
			513,480	504,360	495,230	476,980	458,740
	2	調理員の増配置	民改費 12%	民改費 10%	民改費 8%	民改費 4%	民改費 停止
			388,830	381,910	374,990	361,150	347,310
	3	嘱託医手当加算	12,370				
零歳児保育 推進事業	零歳児保育推進加算		152,740				
11 時間開所 保育対策事業	1	保育士加算	民改費 12%	民改費 10%	民改費 8%	民改費 4%	民改費 停止
			466,520	458,230	449,950	433,380	416,820
	2	パート保育士加算	103,970				
	3	暖房費加算	10,000				
障害児保育事業			104,450				

< 意見 25 >

国基準支弁額・区加算分・旧都基準ともに詳細なテーブルが用意されており、各保育所は相当量の申請書・報告書を提出して扶助費あるいは補助金の支払請求を行っている。

保育所によっては事務担当者不足のために誤りが多いので、書類に最初から捨印を押し、保育課にて訂正が可能な状態になっているものが相当見受けられた。極端な場合には、請求額欄がブランクのため保育課が記入しているケースも散見された。

事務の効率化・スピード化を実現するためということは理解できるが、内部統制の牽制という観点からは極めて問題の残るところである。FAXまたはメール等の利用により申請書類の事前チェックは可能であるので、チェック後に押印して正式書類を提出するように業務の流れを見直すべきではないか。

② 私立保育所延長保育補助金

延長保育事業については、私立保育所 18 園（平成 19 年度）のうち 1 園を除き 17 園で実施しており、過去 2 期の実績は以下のとおりである。

表 39

単位：千円

	平成 18 年度	平成 19 年度
金 額	109,777	127,502
保育所数	14 園	17 園
平均金額	7,841	7,500

③ 区外保育所保育扶助

区内に居住する児童が、区外の保育所に通園する場合のその保育所に対する扶助で、過去 2 期の実績は以下のとおりである。

表 40

単位：千円

	平成 18 年度		平成 19 年度	
	保育所数	金 額	保育所数	金 額
区外公立	—	36,741	—	48,582
区外私立	24 園	33,886	32 園	27,690
合 計	—	70,627	—	76,272

上記のうち、東京都内の保育所に関しては、①と同様、国基準プラス区基準の合計額が給付されるが、東京都以外に所在する保育所については、国基準に基づいた金額のみ給付される。

また、区外公立保育所に関する給付は、その所在地の市町村に対して行われるが、区外私立保育所については直接当該保育所に対して行われる。

(2) 私立保育所補助事業

設置認可された私立保育所が行う事業等に対して、区が補助を行い児童の健康と保育内容の充実を図るとともに、区立保育所との格差を是正するものである。

表 41

単位：千円

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (当初予算)
金額	181,055	223,667	270,646
保育所数	15 園	18 園	21 園
上記のうち最大	16,049	16,623	—
〃 最小	7,266	7,563	—
〃 平均	12,070	12,426	12,888
〃 平均 (15 園)	12,070	12,391	—

保育所当たりの最大・最小・平均は上記のとおりで、それぞれ平成 18 年度と平成 19 年度は比較しても差はない。ただし、私立保育所は今後も増加が予想されることから、総額の増加はできるだけ抑えなければならない。補助内容を抜粋すると、以下のとおりである。

表 42

補助内容 (平成 19 年度)

補助項目	補助額		
1 児童処遇費	児童 1 人/月 (定員により) ※経理年齢	0 歳児 1 歳児 2 歳児 3~4 歳児 5 歳児	9,060~11,530 円 6,021~ 7,662 円 5,181~ 6,593 円 1,915~ 2,437 円 1,922~ 2,446 円
2 障害児処遇費	障害児加算対象児童 1 人/月	70,000 円	
(1) 基本額	障害児加算対象児童 1 人/月	70,000 円	
(2) 専門指導加算	専門家指導経費/年	152,300 円以内	
3 職員処遇費	常勤職員 1 人/月	4,240 円	
(1) 基本額	常勤職員 1 人/月	4,240 円	
(2) 検便検査加算	調理員、栄養士、零歳児担当保育士、看護師 1 人/月	800 円	
4 保育運営加算	都基準配置外職員雇用経費/年		
		0 歳児保育実施園	0 歳児保育未実施園
		1 階建 655,650 円以内	310,050 円以内
		2 階建以上 2,851,650 円以内	2,506,050 円以内
5 嘱託医手当	1 園/月	29,760 円	
6 嘱託歯科医手当			
(1) 嘱託経費	1 園/月	43,500 円	
(2) 歯科指導委託費	1 園/年	35,000 円	
7 施設運営費	1 園/年	3,093 円/m ² ×保育建物占有面積	
8 育児相談推進費	1 園/月	15,000 円	
9 入所推進費	4~9 月欠員児童 1 人/月 (クラス年齢により)	25,000 円~90,000 円	

(3) 私立保育所施設整備資金融資事業 私立保育所施設整備資金融資基金繰出金

江東区内に私立保育所を設置または設置を予定している法人に対し、保育所の新築、増築、および改築に要する資金の融資を円滑かつ効率的に行うため、江東区は私立保育所施設整備資金融資基金を設置している。区はこの基金の4倍までの金額を限度として、指定金融機関に一件5,000万円以下、期間20年以内の資金融資の斡旋をするとともに、保育所に対して8%の範囲内において利子補給を行っている。

平成19年度実績における2,157,346円は、3法人4件の借入金について行われた利子補給の合計金額であり、平均金利は年4.11～4.56%であった。

今後、私立保育所の新規開設の増加に伴い、施設整備資金融資の需要が高まることが予想されるため、区は平成20年度に整備基金を1,250万円から8,750万円増加させて1億円とし、4億円までの融資の斡旋を可能とした。

< 意見 26 >

監査人が訪問した私立保育所では、区の融資斡旋により3,000万円（期間5年）の借入を行っていたが、利子補給の基準になる金利は年4.56%（固定型）であった。一方、同保育所は同時期に、同一銀行から独自に運転資金として3,000万円を期間5年で借り入れているが、金利は年3.625%（変動型）であった。固定金利と変動金利の違いはあるものの、同時期に同一銀行から、金額、期間も同条件で借入を行っているのに、金利が異なっている。区は、斡旋先の現在の足元の金利動向にも関心を払うべきであろう。

< 意見 27 >

現在利子補給を受けているのは、一部の例外を除き社会福祉法人だけである。しかし、「待機児童の解消」のためには、さらに保育所を設置する必要があることから、株式会社やNPO法人についても資金需要が高まることが予想される。保育所を巡る最近の不正事故の発生から、安易な融資の斡旋は避けなければならないが、一方で条件を厳しくしたとしても資金需要に対して途を開くことは常に考えておかななくてはならない。

(4) 私立保育所整備事業

整備費補助金とは、私立保育所が自己所有の建物以外で新規開設または改築を行う場合には多額な資金が必要となるにもかかわらず、国の補助金対象となっていないため、資金の援助を行うものである。平成 19 年度 181,141 千円の内訳は下記のとおりで、5 法人に対して以下の補助を行っている。

表 43 単位：千円

法人名	施設整備費補助金	追加補助金	合計
A 法人	30,000	—	30,000
B 法人	30,000	—	30,000
C 法人	30,000	20,295	50,295
D 法人	30,000	6,356	36,356
E 法人	30,000	4,490	34,490
合計	150,000	31,141	181,141

施設整備費補助金は、区独自のもので、補助対象経費の 2 分の 1 を限度とし、3,000 万円を超えない範囲で補助するものである。追加補助金は、東京都により平成 20 年度から「マンション等併設型保育所設置促進事業」が導入されるため、それを前倒しで実施したものである。

< 意見 28 >

平成 19 年度において、当初予算・補正予算・実績と、それぞれ金額に開きがあるため経緯の説明を求めたところ、次のような回答を得た。

当初予算においては、2 件、6,000 万円（3,000 万円×2 件）の施設整備費補助金を予定していた。その後、私立保育所の開設が続くことになったため、補正予算を組み金額を大幅に拡大した。その中に本来は平成 20 年度に国の次世代育成支援対策施設整備交付金（国交付金）を申請して事業を実施する予定であった、新設園等の整備費 2 件、合計 288,774 千円が含まれている。これらについては、当初平成 20 年度の国交付金の補助対象として、平成 20 年度に補助申請する予定であった。しかし、国の予算額の関係から、平成 20 年度の国交付金案件として採択されない可能性が出てきたため、急遽平成 19 年度中に前倒しして補助申請を行い、併せて全額を平成 20 年度に繰越明許し、平成 20 年度に執行することとしたものである。地方自治体の予算は単年度ごとに独立して編成、執行することが原則であるが、確実に国交付金を確保し、円滑な施設整備を実施するためにこのような措置をとったとのことである。

繰越明許は行政の取扱いとして認められている制度であり、国交付金を確実に確保するという観点から評価できる。しかし、民間企業にはない制度であり理解が難しい。

4. 認証保育所

表 44

「認証保育所」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
1. 認証保育所運営費等補助事業					
消耗品費	0	0	0	0	30
郵便料	18	53	53	53	216
委託料	377	0	0	0	0
自動車・駐車場使用料	28	30	30	15	30
土地・建物使用料	813	2,504	2,504	2,503	2,842
認証保育所借上施設共益費	46	125	125	125	141
開設準備経費補助金	7,187	0	0	0	0
認証保育所運営費補助金	638,179	942,920	958,674	940,509	1,277,427
計	646,648	945,632	961,386	943,205	1,280,686
2. 認証保育所整備事業					
消耗品費	0	0	0	0	20
郵便料					11
委託料		580	580	348	290
自動車・駐車場使用料		30	30	30	30
開設準備経費補助金		90,000	225,876	212,290	111,500
計	0	90,610	226,486	212,668	111,851
合 計	646,648	1,036,242	1,187,872	1,155,873	1,392,537

< 概 要 >

認証保育所は平成18年度から平成20年度までの3年間で、A型は20園、B型は3園が新設され、「待機児童の解消」に大きな役割を果たしている。認証保育所は待機児童の多い0歳児～2歳児の児童を中心に預かり、開所時間も13時間以上と認可保育所より長い。少人数の細やかな保育を目指しており、保護者の立場からは預け易い保育施設といえる。一方、認証保育所の経営をみると、もともと認可保育所に入所するまでの“つなぎ”という一面があり不安定要素となっている。また、認可保育所と比べ運営規模が小さいことから保育士の確保が容易でなく、訪問した保育所は保育士の募集活動を行っていた。

< 意見 29 >

認証保育所は、0歳児保育や13時間以上開所など、都市型特有の保育サービスを提供し、存在感を増している。認可保育所の開設には多額の資金を必要とし、公設民営化が多大な時間を要する現状を考えると、財政的負担が軽くて済む認証保育所への支援を強めて良いのではないかと考える。例えば、施設整備資金融資事業の利子補給の適用や、新規開設に関する広報活動等である。

(1) 認証保育所運営費等補助事業

認証保育所運営費補助金の内容は次のようなものである。

表 45

補助内容 (平成 19 年度)

補 助 項 目	補 助 額		
運営費 (基本額)	児童 1 人 / 月 (定員により) ※経理年齢	0 歳児	92,710 ~ 120,950 円
		1・2 歳児	54,260 ~ 82,500 円
		3 歳児	25,800 ~ 54,040 円
		4 歳児以上	21,960 ~ 50,200 円
		(加算額)	児童 1 人 (定員 45 人まで) / 月
		児童 1 人 (定員 46 ~ 60 人) / 月	2,720 円
(暖房費)		児童 1 人 (10 月 ~ 3 月) / 月	100 円

認証保育所運営費補助金は、平成 18 年度 638,179 千円、平成 19 年度 940,509 千円、平成 20 年度予算では 1,277,427 千円と、その金額は急上昇している。さらに、平成 18 年度と平成 19 年度の実績をもとに保育所当たりの平均金額を区内・区外に分けて算出してみると、下記のとおりとなる。

表 46

単位：千円

	区 内			区 外			合 計
	金 額	園 数	平均額	金 額	園 数	平均額	金 額
平成 18 年度	508,156	15	33,877	130,023	44	2,955	638,179
平成 19 年度	798,239	26	30,702	142,270	46	3,093	940,509

区内においては平成 19 年度の平均額が減少したように見えるが、これは年度途中で開所した認証保育所が多かったためであり、平成 18 年度の 15 園についてみると、平均額は 36,461 千円と 7.6% 上昇している。15 園の内訳は、A 型 10 園、B 型 5 園で、金額に差はなく、平成 19 年度の最高額は 46,036 千円、最低額は 29,442 千円であった。

< 意見 30 >

上記から、区内の認証保育所の運営には年間 3,000 万円近い補助金が支給されている。補助金申請に関しての手続きについては、審査の段階でも区は相当の書類提出をさせており、チェックも相当程度実施していると思われる。

最近、他区で申請書類上の数字の捏造が発生したとの報道がされたこともあり、今後は、書類上の記載事項につき、何らかの客観的事実と照らし合わせて確認する監査的な見方が必要になってきている。さらに、前年度数字と対比して異常な増減などから、経営的な問題が発生していないか等のマクロ的な見方も必要になってくるとと思われる。

(2) 認証保育所整備事業

認証保育所開設に当たって、一定の要件をもとに一件 3,000 万円を限度として支出されるものが開設準備経費補助金で、平成 19 年度の内訳は次のとおりであった。

表 47

(単位：千円)

項 目	園数または金額
対象施設数	17 園
支給施設数	13 園
支出総額	212,290
平均支出金額 (13 園)	16,330
【内 訳】	
平成 19 年 4 月開設 A	12,484
4 月開設 B	14,257
4 月開設 C	6,574
4 月開設 D	19,560
4 月開設 E	30,000
6 月開設 F	7,001
平成 20 年 2 月開設 G	13,093
3 月開設 H	23,883
4 月開設 I	25,204
4 月開設 J	30,000
4 月開設 K	6,590
4 月開設 L	18,343
4 月開設 M	5,301
合 計	212,290

5. 保育室・グループ保育室・家庭福祉員

<概 要>

保育室・グループ保育室・家庭福祉員はともに認可外保育施設ではあるが、生後 6 週間（43 日目）から預け入れることができ、保育所と比較してより家庭的な雰囲気の中で保育をすることが可能であることから、保護者から注目されてきている。各々の保育施設の主な相違点を挙げると以下のとおりである。

表 48

	保 育 室	グループ保育室	家庭福祉員
補助対象児童	保育に欠ける 3 歳未満の児童	江東区に住所を有する保育に欠ける 3 歳未満の児童	江東区に住所を有する保育に欠ける 3 歳未満の児童
定 員	6～29名	18名と 15名	2名
設 置 者	個人および法人	江東区長	個人
保 育 室	一人当たり概ね 2 m ² 以上	一人当たり概ね 1.65 m ² 以上	各個人宅の部屋 9.9 m ² 以上
保育従事者	1. 従事者の数 (1)0 歳児 3:1 1, 2 歳児 6:1 (2)2 人を下ることはできない 2. 資格 概ね 2 分の 1 以上は保育士 または看護師	1. 従事者の数 (1)受託児 3:1 (2)2 人を下ることはできない 2. 資格 概ね 3 分の 1 以上は保育士 または看護師	家庭福祉員
施設長の資格	保育士、助産師、看護師、 保健師または教員	—	保育士、助産師、教師 の有資格者、子育て経 験者
保育料（月額）	保育室と受託者が協議して定 める。 43,000 円～66,000 円	47,000 円	保育料 25,000 円 諸雑費 22,000 円
開所時間	概ね午前 7 時 30 分 ～午後 7 時	午前 7 時 30 分 ～午後 6 時 30 分	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 30 分

(1) 保育室

表 49

「保育室」の実績及び予算 単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
保育室運営費補助事業					
謝礼金	24	12	12	12	12
消耗品費	0	6	6	0	6
郵便料	5	7	7	7	7
自動車・駐車場使用料	8	10	10	0	10
土地・建物使用料	2,214	339	339	338	0
保育室借上施設共益費	110	16	16	16	0
保育室運営扶助	76,650	41,882	43,560	43,394	42,139
合 計	79,011	42,272	43,950	43,767	42,174

表 50

補助内容

補 助 項 目	補 助 額
運営費（3歳未満児）	児童1人（定員数により）／月 53,900～67,400円
運営費（0歳児加算）	児童1人／月 41,200円
施設維持費	1施設／月 40,000～218,000円
年度当初事務費	欠員児童1人（定員数により）／月<4～6月> 42,900～51,190円 <7～9月> 38,300～45,700円

平成19年6月に1保育室が認証保育所B型に移行したため、現在は2保育室で、定員が各々24名と12名、計36名の3歳未満児の保育が行われている。

補助内容は上記のとおりであるが、児童一人当たりの運営扶助は平成19年度で1,200千円（月額100千円）であった。

< 意見 31 >

東京都の方針では、保育室は認証保育所へ移行させていく方向であるが、認証保育所になるためには保育士の数・施設の面積等、クリアしなければならない基準がいくつかある。

移行に当たっては、急激な財政負担を保育室に与えることなく、円滑に実現できるよう、区としても配慮していく必要がある。

(2) グループ保育室

表 51

「グループ保育室」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
グループ保育室運営費補助事業					
謝礼金	12	12	12	12	12
消耗品費	341	384	380	198	384
修繕料	178	200	200	184	200
通信費	79	152	152	77	152
清掃料	47	24	24	0	95
保険料	98	96	100	100	100
手数料	59	148	148	27	199
自動車・駐車場使用料	3	30	30	28	30
備品購入費	223	250	250	240	422
グループ保育室運営扶助	23,004	23,162	26,939	26,938	27,914
合 計	24,044	24,458	28,235	27,804	29,508

表 52

補助内容

補 助 項 目	補 助 額
運営費	児童 1 人／月 66,000 円
年度当初事務費	欠員児童 1 人／月 < 4～6 月 > 40,000 円 < 7～9 月 > 33,000 円
保健衛生費	保育員 1 人／月 < 5～9 月 > 500 円 < 10～4 月 > 1,000 円
保育補助員雇上費	保育員 1 人（年間 20 日）／日 6,890 円

平成 19 年度は 2 グループの保育室が運営されており、各々のグループ保育室には 6 名と 5 名の保育員が所属し、定員計 32 名の 3 歳未満児の保育が行われている。

補助内容は上記のとおりであるが、児童一人当たりの運営扶助は平成 19 年度 871 千円（月額 73 千円）であった。

< 意見 32 >

グループ保育室は、「待機児童の解消」のための経過的措置としてとられてきた施策である。学校の施設の一部を区が保育室として整備し利用しているため、本来の義務教育施設としての位置付け上、継続使用が問題視されている。長期的にどのような位置付けをしていくのか検討する時期であると言える。

(3) 家庭福祉員（保育ママ）

表 53

「家庭福祉員」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
家庭福祉員補助事業					
謝礼金	78	78	73	72	78
報奨金	0	115	120	120	120
郵便料	23	40	40	25	40
手数料	0	6	6	5	6
家庭福祉員運営扶助	27,517	30,511	28,191	28,143	30,797
合 計	27,618	30,750	28,430	28,365	31,041

表 54

補助内容

補 助 項 目	補 助 額
運営費（3歳未満児）	児童1人/月 81,200円
入所推進費	欠員児童1人/月 <4~6月> 45,480円 (前年度4~6月および前年度受託率がともに50%以上の場合のみ)
施設維持費	家庭福祉員1人/月 29,350円
保育補助員雇上費	家庭福祉員1人(年間20日)/日 6,890円
新規開設費	新規認定者1人につき 50,000円
緊急避難用乳母車購入費	家庭福祉員1人/5年 限度額62,000円
保育用備品購入費	家庭福祉員1人/年 15,000円
保健衛生対策費	家庭福祉員1人/月 1,000円

平成19年度は12名が家庭福祉員として登録され、定員計24名の3歳未満児が保育を受けている。補助内容は上記のとおりであるが、児童一人当たりの運営扶助は平成19年度で1,299千円（月額108千円）であった。

< 意見 33 >

家庭福祉員は平成20年度に13人体制となったが、新規認定の一方で、福祉員の高齢に伴う廃止もあり定員数に大きな変化は見られない。平成20年11月、改正児童福祉法が可決され、「保育ママ」が保育所を補う事業として法的に位置づけられた。それによると、市町村に保育ママ事業の実施について努力義務を課し、国も研修の義務化など統一の基準を作り、保育ママの質を確保するなどして「待機児童の解消」を目指すとしてあり、保育ママ制度への期待感を抱かせるものである。今後、区として家庭福祉員制度にどのように取り組んでいくのか、明確な方向性を示す時期になってきたと思われる。

6. 学童クラブ

表 55

「学童クラブ」の実績及び予算

単位：千円

項 目	平成18年度	平成19年度			平成20年度
	実績	当初予算	補正予算	実績	当初予算
1. 区立学童クラブ					
報酬	133,400	191,694	160,871	156,864	200,226
共済費	34,324	48,567	40,567	40,183	49,054
賃金	85,555	89,933	89,933	78,209	93,522
謝礼金	598	695	787	787	734
旅費	70	213	213	104	213
消耗品費	11,196	12,329	12,329	11,812	12,623
印刷製本費	1,314	1,456	1,503	1,463	1,435
光熱水費	5,220	9,574	9,574	7,828	7,988
修繕料	8,571	12,375	10,738	8,045	12,709
通信費	1,204	1,647	1,647	1,235	1,617
郵便料	1,008	1,330	1,330	986	1,274
運搬料	57	75	365	318	75
清掃料	1,868	2,816	2,816	2,174	2,497
手数料	1,082	1,519	1,519	1,237	1,368
委託料	1,097	4,524	4,524	4,196	4,073
機器・物品借料	143	300	300	214	600
自動車・駐車場使用料	64	111	111	75	122
土地・建物使用料	1,793	1,794	1,794	1,793	1,794
宿泊・入場料	29	256	256	38	276
工事請負費	20,528	0	0	0	8,190
備品購入費	2,744	3,221	3,221	3,217	4,723
学童クラブ借上施設共益費	794	795	1,526	1,525	2,543
大規模修繕負担金	0	0	0	0	332
間食費扶助	7,897	9,054	7,918	7,796	8,612
災害保険料扶助	508	641	641	492	608
学童クラブ利用者負担金過年度還付金	78	144	144	20	144
計	321,142	395,063	354,627	330,611	417,352
2. 公設民営学童クラブ					
委託料(業務委託)	89,470	157,516	146,595	136,924	172,722
3. 私立学童クラブ補助事業					
私立学童クラブ運営補助金	32,239	35,863	37,163	36,865	40,365
合計	442,851	588,442	538,385	504,400	630,439

*上記1. 区立学童クラブの報酬・共済費・賃金は、非常勤職員・臨時職員に対するもので、正職員の人件費は含まれていない。

(1) 財務分析

平成 19 年度、学童クラブは、区立 34 か所、公設民営 10 か所、私立 4 か所の計 48 か所が運営されている。公設民営には事業委託（8 か所）と指定管理（2 か所）の 2 タイプがある。事業委託は、区が契約により学童クラブ事業を社会福祉法人等に委託する請負契約である。指定管理は、「指定」という行政処分により公の施設である児童館の管理権限をその指定を受けた者に委任するもので、児童館内の事業の一つとして学童クラブ事業を併せて行うケースが増えている。

① 区立学童クラブ

ア. 報酬・共済費

報酬・共済費は、非常勤職員である児童指導員・保育補助員の給与および共済費である。児童指導員および保育補助員は、家庭における保育に欠ける児童に対し適切な遊びを指導する者で、教員免許・保育士資格等を有する特別職の非常勤職員である。両者は勤務時間数が異なり、児童指導員の勤務時間が授業日は 5 時間、学校休業日は 8 時間であるのに対し、保育補助員は、授業日 4 時間、学校休業日 6 時間である。保育補助員は平成 19 年 10 月をもって廃止された。報酬・共済費に関して平成 18 年度と平成 19 年度を比較すると以下のとおりで、総額で 17.5%、職員一人当たり平均金額で 1.1%の増加である。

表 56 単位：千円

	人員 (月平均)	報酬	共済費	合計	平均
平成 18 年度	62	133,400	34,324	167,724	2,705
平成 19 年度	72	156,864	40,183	197,047	2,736

*人員 (月平均) は、産休・育休等の取得者を除く。

イ. 賃金

賃金は、臨時職員に対して支給されるものである。ここで、臨時職員とは、雇用期間が 6 か月を超えず、1 か月の実勤務日数が 20 日以内の臨時的任用に係る職員をいう。間食の準備等をするとともに、児童指導の補助も行い、勤務時間は原則として 4 時間であるが、学校休業日等には 7 時間または 8 時間の場合もある。賃金に関して平成 18 年度と平成 19 年度を比較すると以下のとおりで、総額で 8.6%、職員一人当たり平均金額で 1.8%減少している。

表 57 単位：千円

	人員 (月平均)	賃金	平均
平成 18 年度	100	85,555	856
平成 19 年度	93	78,209	841

ウ. 運営費総額

上記報酬・共済費・賃金を含めて、区立学童クラブの平成 19 年度の運営費は、330,611 千円である。ただし、これには正職員の人件費は含まれていない。正職員は一学童クラブに 2~4 名配置、平成 20 年 3 月末現在、合計で 82 名（育休取得者を除く）が在職している。給与・賞与を推定すると、718 万円(昨秋 23 区職員の平均給与として新聞発表された数字)×82 名=588,760 千円という数字が算定される。これらを含めて区立学童クラブの平均コストを計算すると、次のとおりである。

表 58

正職員給与・賞与	588,760 千円	
共済費	117,752 千円	*給与・賞与の 20%と仮定
その他の運営費	<u>330,611 千円</u>	
合 計	<u>1,037,123 千円</u>	
区立学童クラブ数	34 か所	
学童クラブ平均コスト	<u>30,503 千円</u>	

② 公設民営学童クラブ

平成 19 年度委託料 136,924 千円は、公設民営学童クラブのうち、事業委託を行っている 8 か所の合計金額である。金額は 14,652 千円~26,086 千円で、平均金額は 17,115 千円であった。指定管理の 2 学童クラブについては、児童館を含めた契約になっており、金額が区分できないため、児童館予算に全額集計されている。

委託料は、区と業務受託者が毎年協議によって金額決定し、契約期間終了時に確定費用が下回った場合には差額を精算することになっている。

③ 私立学童クラブ

4 私立学童クラブに対して、人件費・施設維持管理費・運営費の補助を行っており、平均コストは 9,216 千円 (36,865 千円÷4) であった。

< 意見 34 >

区立学童クラブ・公設民営学童クラブ・私立学童クラブを比較すると、区立学童クラブのコストが高いことは明らかである。そのため、保育所と同様、区立から公設民営への流れが出てきているが、区は指導・管理体制を確立していく必要がある。この点については、東京YMCA 事件の項で述べる。

(2) 「げんきっず」との関係

学童クラブ事業は、放課後に保護者が就労・疾病等でいない家庭の小学生（1～3年生）を対象に、その健全な育成を図るため遊びや生活の場を提供するものである。

保育所と比べて延長時間が短いなど一定の制限はあるものの、昼間就労する母親にとって、児童を安心して預けられる場所として、貴重な存在となっている。

一方、区は、国が提唱する「放課後子どもプラン」の趣旨に沿う事業を進めているが、げんきっず事業が学童クラブ事業と極めて関連の深いものとして注目されてきた。

「げんきっず」と学童クラブの比較表は表 59 のとおりであるが、区としては両事業の連携・一体化を図る基盤を整えるため、当面は「げんきっず」の整備を重点に再構築を図る方針である。今後の具体的な展開は次のとおりである。

① げんきっず

「げんきっず」は、今後の需要増を踏まえ、平成 21 年秋に検証を行い、平成 22 年度以降、年次計画で活動を実施する。

② 学童クラブ

学童クラブは、「げんきっず」と対象者や事業内容が一部重複することもあり、将来的には「げんきっず」の全校展開に合わせ、段階的に学童クラブ機能を取り入れた「げんきっず事業」に移行するが、当面、両事業は並行して実施する。

< 意見 35 >

このように、「げんきっず」と学童クラブは、将来的には連携・一体化の方向が打ち出されているが、「げんきっず」の活動に関して理解が進まず、一部では学童クラブ廃止反対運動も起きてきている。

平成 21 年度に実施する「げんきっず」の利用時間は、放課後～午後 5 時（10 月～3 月は午後 4 時 30 分）で、延長時間は、午後 5 時～午後 6 時までと極めて短い。

この点は、学童クラブでも同じことが言えるが、小学校に入学した途端、迎え時間が早まって仕事と子育ての両立が困難になる、いわゆる「小一の壁」に悩まされない体制を敷くことが「げんきっず」が浸透する条件とも言える。

表 59

現行「げんきっず」、平成 21 年度の「げんきっず」、学童クラブ比較表

	現行 「げんきっず」	平成 21 年度に実施する「げんきっず」		学童クラブ	
		基本登録	延長登録		
事業目的	安全で安心居場所の提供			保護者が就労している世帯等の児童の生活の場の提供	
対象児童	当該校在籍児童 1～6 年生			区内に居住し、保護者が就労している世帯等の 1～3 年生 ※特別支援学校、私立・区外公立小学校在籍児童を含む。	
	「げんきっず」への参加を希望する児童		保護者が就労している世帯等の基本登録児童		
利用時間 ※終了時刻は 最長の場合	授業日	原則、放課後～午後 5 時まで (希望により、午後 6 時まで)	【4 月～9 月】放課後～午後 5 時まで 【10 月～3 月】放課後～午後 4 時 30 分まで (希望により、午後 5 時まで)	午後 5 時～午後 6 時まで	放課後～午後 5 時まで (保護者の就労状況により、月～金は午後 6 時まで)
	学校休業日	原則、午前 8 時 30 分～午後 5 時まで (希望により、午後 6 時まで)	【4 月～9 月】午前 8 時 30 分～午後 5 時まで 【10 月～3 月】午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで (希望により、午後 5 時まで)		午前 8 時 30 分～午後 5 時まで (保護者の就労状況により、午後 6 時まで) ※土曜日は午前 8 時 30 分～午後 5 時まで、44 か所のうち 7 か所を実施
利用開始日	入学式翌日	【就労等世帯児童】 4 月 1 日～		4 月 1 日～	
		【上記以外の児童】 入学式翌日～			
活動スペース	メインルームのほか、学校が使用していないときは、図書室・体育館・校庭等		メインルーム・図書室等の静かに過ごせる場所で、小集団に対する関わり	育成室 (1.5 m ² /児童 1 人の基準有)	
指導員の児童への関わり	遊び・学習の支援・安全管理			家の中にいるような生活の保障	
おやつ提供	なし			あり (実費負担 1,500 円/月) 土曜開室学童クラブは別に 300 円/月	
保護者負担額	3,000 円/年	3,000 円/年		4,000 円/月	

(3) 東京YMCA事件

① 事件の概要

平成20年11月7日の大手各紙は江東版で東京YMCAの不正事件を報道した。朝日新聞から抜粋すると次のとおりである。

学童クラブ費用700万円を水増し 江東区、YMCAに過払い

江東区は6日、東雲地区の二つの学童クラブの業務を請け負う東京YMCA（江東区東陽2丁目）に、06年度と07年度合わせて、約700万円余分に運営費を支払っていたことが分かった、と発表した。YMCAの男性職員（45）が、人件費を実際より多くかかったように区に報告したためという。YMCAは男性を10月末に懲戒解雇処分にし、被害額が確定し次第、区に全額返還する方針。

区によると、この男性は、07年4月、区から業務委託された東雲地区の二つの学童クラブと、三つの保育園の計5施設をまとめる責任者に就任。今年度からは、東雲児童館長も務めていた。

YMCAによると、東雲第二学童クラブの職員の一人が、この男性から給与の一部を渡すように求められたのを不審に思ったことが発端で、男性が部下の超過勤務手当を水増し請求し、計30万円を自分の遊興費に充てていたことが発覚したという。その調査を進める中で、運営費の精算でも不正をしていたことが分かった。ただし、700万円は男性が私的に使える仕組みにはないという。

記載された学童クラブは訪問対象ではなかったが、包括外部監査の結果に影響を与えることも考えられたため、関係者のヒアリングを行った結果、次のことが判明した。

- ・現金詐取約30万円については、当該元職員の単独犯罪である。
- ・約700万円の不正プール資金は東京YMCA内に留まっており、元職員が引き出していることはない。
- ・金額については法人の内部調査により、その後約1,000万円まで増加している。今回の事件が発生したのは、法人の東雲地区の事務責任者自らが起こした不正ではあるが、法人内部の管理体制の不備が発見を遅らせたとも言える。
- ・区の指導・検査体制が問われるところではあるが、現状のチェック体制では、このような不正を発見するのは困難であった。

② 学童クラブ事業運営委託契約の具体的内容

- ア. 区と受託者は、毎年契約を更新し、契約に基づき区は委託料を支払い、受託者はこれを受領する。
- イ. 委託料には、学童クラブ運営に関する人件費（常勤職員・臨時職員）と事業運営経費が含まれているが、その中の97%が人件費である。
- ウ. 委託料の金額算定作業は契約開始の6か月前から始まり、受託者が人件費の予測額を区に提示し、区の基準範囲内であれば、その金額が確定金額となる。
- エ. 区は委託料の支払いについては大部分が人件費であることから、平成19年度まで精算方式を原則としている。従って、法人の決算で人件費が確定し、委託料が過払いになっている場合には、精算し差額を返金するものとしている。
- オ. 委託料に不足額が発生した場合には、予測誤りとして不足分を区は補填しない。
- カ. 差額返金は概算払いの精算であるから、区の出納整理期間に実施することを原則としている。

< 意見 36 >

委託料の精算を出納整理期間中に実施するということが、事務手続上、現実的ではないと思われる。

受託者の大部分は財団法人・社会福祉法人で3月決算が多く、法人としての決算確定は6月末と予測される。

しかしながら、委託料についての精算期間が制限されているため、人件費確定額といっても実際は最終予測額の数字が使われている。法人の決算承認がされたものではなく監査が終了したものでもないため、このような数字で精算を行うのは疑問が残るところである。

精算に基づく返金が翌年度に行われたとしても、区の決算でその旨を明示すれば問題はないものとする。

資料1.「区立保育所(公設公営)」一覧

平成21年4月1日予定

No.	園名	所在地	電話番号	備考	開園	定員							入園可能年齢	開所時間	延長
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計			
1	森下	森下3-14-6	3635-1537		S44.6.23		13	17	23	24	24	101	1歳～	7:30～18:30	-
2	白河	白河1-7-1	3641-1198		S50.6.1	10	12	17	19	19	19	96	57日～	7:30～18:30	～19:30
3	深川一丁目	深川1-6-15-101	3643-4845		S48.10.1		12	15	17	17	18	79	1歳～	7:30～18:30	-
4	古石場	古石場2-14-1-102	3643-0593		S45.6.10	14	16	20	22	22	22	116	57日～	7:30～18:30	～19:30
5	塩浜	塩浜1-3-10	3647-0480	H22.4～民営化	S44.6.16		12	15	20	20	21	88	1歳～	7:30～18:30	～19:30
6	塩崎	塩浜2-6-3	3645-6014		S41.5.1		16	20	24	24	24	108	1歳～	7:30～18:30	～19:30
7	東雲	東雲1-8-5-101	3531-9575		S47.6.1		12	14	16	17	18	77	1歳～	7:30～18:30	-
8	東雲第二	東雲2-4-4-103	3529-1453		S54.5.1		14	17	17	17	17	82	1歳～	7:30～18:30	-
9	辰巳第二	辰巳1-10-65-101	3521-0369		S43.9.24		10	15	18	23	23	89	1歳～	7:30～18:30	-
10	辰巳第三	辰巳1-10-81-101	3521-3263		S46.7.1	10	13	14	24	28	29	118	57日～	7:30～18:30	～19:30
11	東陽	東陽3-22-1-101	3647-8458		S46.9.1	10	14	17	24	27	30	122	57日～	7:30～18:30	～19:30
12	亀戸	亀戸6-54-2-101	3682-9546		S42.9.1		9	10	18	20	20	77	1歳～	7:30～18:30	-
13	亀戸第二	亀戸7-57-8-107	3684-4386		S47.9.1		11	14	20	24	24	93	1歳～	7:30～18:30	-
14	亀戸第三	亀戸1-24-6	3685-2883		S50.2.13	10	18	20	24	29	29	130	57日～	7:30～18:30	～19:30
15	亀戸第四	亀戸4-21-13	3685-2884	H22.4～民営化	S50.6.1	10	16	24	24	27	30	131	57日～	7:30～18:30	～19:30
16	わかば	大島9-7-8-101	3682-1461		S39.1.11	10	16	17	22	22	22	109	57日～	7:30～18:30	～19:30
17	大島	大島5-53-1-101	3681-9026		S36.4.1		14	18	21	22	22	97	1歳～	7:30～18:30	-
18	大島第二	大島4-1-6-130	3685-6059		S44.8.1		11	16	21	22	22	92	1歳～	7:30～18:30	-
19	大島第三	大島6-1-6-130	3685-9091		S46.10.18		14	20	21	22	24	101	1歳～	7:30～18:30	～19:30
20	大島第四	大島3-12-20-101	3685-7471		S49.6.1		13	17	20	24	24	98	1歳～	7:30～18:30	-
21	大島第五	大島4-21-3-101	3637-0464		S57.6.1	11	14	18	20	20	20	103	57日～	7:30～18:30	～19:30
22	北砂	北砂1-1-4-101	3647-4430		S44.11.1		12	14	24	25	25	100	1歳～	7:30～18:30	-
23	小名木川	北砂5-21-5	3645-6807		S40.4.12		14	22	24	30	30	120	1歳～	7:30～18:30	-
24	小名木川第二	北砂5-20-3-101	3647-9137		S52.7.1	10	14	17	24	28	29	122	57日～	7:30～18:30	～19:30
25	亀高	北砂5-20-9-101	3647-9138		S52.7.1	10	14	17	22	24	24	111	57日～	7:30～18:30	～19:30
26	亀高第二	北砂5-20-10-101	3648-9371		S53.6.1	10	16	17	21	22	22	108	57日～	7:30～18:30	～19:30
27	東砂	東砂2-13-2-101	3648-0710		S44.11.1		12	14	18	18	18	80	1歳～	7:30～18:30	-
28	東砂第二	東砂2-6-4-101	3648-4488		S46.7.1		10	14	19	19	19	81	1歳～	7:30～18:30	-
29	東砂第三	東砂1-5-3-101	3640-6447		S51.6.1	9	14	17	20	20	21	101	57日～	7:30～18:30	～19:30
30	東砂第四	東砂7-17-35-101	3648-7750		S53.5.1		14	17	20	20	20	91	1歳～	7:30～18:30	-
31	南砂第一	南砂4-4-1-102	3644-1706		S47.12.1		16	18	20	20	22	96	1歳～	7:30～18:30	-
32	南砂第三	南砂2-3-3-102	3649-1767		S51.5.1		16	18	22	23	24	103	1歳～	7:30～18:30	-
33	南砂第四	南砂2-3-4-101	3649-2123		S52.5.2	10	14	17	21	24	25	111	57日～	7:30～18:30	～19:30
34	南砂第五	南砂2-3-6-103	3649-2144		S52.5.2	20	25	25				70	57日～	7:30～18:30	-
35	城東	南砂7-9-11	3646-7087		S42.5.10	10	13	16	23	23	23	108	57日～	7:30～18:30	～19:30
	合計					164	484	598	713	766	784	3,509			

資料2.「公設民営保育所」一覧

平成21年4月1日予定

No.	園名	所在地	電話番号	運営主体	開園	定員							入園可能年齢	開所時間	延長
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計			
1	白河かもめ	白河1-5-1-101	3643-7671	(社福)東京児童協会	H16.4.1新設	9	12	14	18	18	18	89	57日～	7:30～18:30	～20:30
2	潮見	潮見1-29-15-101	5632-1304	(社福)そのえだ	H14.4.1新設	12	15	18	22	26	27	120	57日～	7:30～18:30	～19:30
3	猿江	猿江1-8-10	3631-7315	(社福)もろほし会	H14.4.1新設	6	7	8	8	8	8	45	57日～	7:30～18:30	～19:30
4	豊洲	豊洲4-5-6-101	3533-5427	(社福)景行会	H18.4.1移行	10	14	18	24	27	27	120	57日～	7:30～18:30	～20:30
5	毛利	毛利2-1-14	3631-0692	(社福)もろほし会	H19.4.1移行	9	12	13	24	27	30	115	57日～	7:30～18:30	～20:30
6	南砂第二	南砂2-3-1-101	3649-1766	(社福)わかみや福祉会	H20.4.1移行	10	13	17	22	23	24	109	57日～	7:30～18:30	～20:30
	合計					56	73	88	118	129	134	598			
7	(仮称)千田保育園				H22.4新設	6	15	18	20	20	21	100			
8	(仮称)南砂六丁目地区保育園				H22.10新設	6	15	18	20	20	21	100			
	合計											200			

資料3.「私立保育所」一覧

平成21年4月1日予定

No.	園名	所在地	電話番号	運営主体	開園	定員							入園可能年齢	開所時間	延長
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計			
1	神愛	森下3-10-7	3633-1580	(社福)雲柱社	S41.4.1	9	10	14	15	15	15	78	57日～	7:15～18:15	～19:15
2	子供の村	白河3-3-6	3641-1022	(社福)フェスティナ・レンテ	S23.4.1	9	10	14	15	15	17	80	4ヵ月～	7:15～18:15	～20:15
3	キッズプラザアスクもんなか	富岡1-14-17	5621-7511	(株)日本保育サービス	H20.4.1	12	15	15	16	16	16	90	57日～	7:30～18:30	～20:30
4	まこと	冬木16-7	3641-1428	(社福)聖救主福祉会	S54.4.1	12	15	18	18	18	18	99	57日～	7:15～18:15	～19:15
5	深川愛隣	枝川2-25-10	3645-9900	(社福)深川愛隣学園	S43.5.1		15	20	20	20	20	95	1歳～	7:15～18:15	～19:15
6	(仮称)愛隣シャローム	枝川3-6-16	未定	(社福)深川愛隣学園	H21.4.1	9	15	18	19	19	19	99	57日～	7:15～18:15	～20:15
7	シンフォニア	豊洲2-5-3-101 アーバンロッグパークシティ 豊洲COURT-C	5547-0083	(社福)みわの会	H20.4.1	12	15	23	23	23	24	120	57日～	7:15～18:15	～20:15
8	蓮美幼児学園とよすナーサリー	豊洲3-5-21-102 ロイヤルパークス豊洲内	3534-4152	(社福)光聖会	H19.4.1	12	20	24	25	25	25	131	57日～	7:00～18:00	～20:00
9	(仮称)蓮美幼児学園第2とよす ナーサリー	豊洲3-5-3 豊洲レジデンス1F	未定	(社福)光聖会	H21.4.1		15	18	18	18	18	87	1歳～	7:00～18:00	～20:00
10	ゆらりん豊四	豊洲4-10-1-106 豊洲4丁目団地	3532-1044	ライフサポート(株)	H19.11.1	6	12	12	15	15	15	75	57日～	7:30～18:30	～20:30
11	ひまわりキッズガーデン豊洲	豊洲4-11-20-138 スターコート豊洲内	3532-4131	(社福)ひまわり福祉会	H19.4.1	9	13	18	18	18	18	94	57日～	7:15～18:15	～20:15
12	YMCAオリーブ	東雲1-8-18	5166-0596	(財)東京YMCA	H17.4.1	12	15	23	23	23	23	119	57日～	7:00～18:00	～20:00
13	YMCAキャナルコート	東雲1-9-14-104	3615-1967	(財)東京YMCA	H15.8.1	9	18	20	22	24	24	117	57日～	7:15～18:15	～20:15
14	ひまわりキッズガーデン東雲	東雲1-9-18-203	5546-0102	(社福)ひまわり福祉会	H18.4.1	9	12	15	20	20	20	96	57日～	7:00～18:00	～20:00
15	(仮称)ひまわりキッズガーデン有明	有明1-4 ブリリアマール有明1F	未定	(社福)ひまわり福祉会	H21.4.1	9	15	24	24	15	15	102	57日～	7:15～18:15	～20:15
16	めばえ	住吉2-25-9	3634-0166	(社福)もろほし会	S46.4.1	10	15	19	25	25	26	120	57日～	7:15～18:15	～19:15
17	アゼリヤ	木場1-3-5	3645-0484	(社福)アゼリヤ会	S37.4.1	8	9	12	16	16	16	77	4ヵ月～	7:15～18:15	～19:15
18	陽だまり	亀戸2-6-2-102 UR亀戸二丁目団地内	5836-3221	NPO法人KOTOともそだちネット	H20.4.1	9	11	13	15	15	15	78	57日～	7:30～18:30	～20:30
19	(仮称)亀戸こころ	亀戸9-34-1 亀戸レジデンス1F	未定	(社福)東京児童協会	H21.4.1	9	14	18	19	20	20	100	57日～	7:30～18:30	～20:30
20	亀戸浅間	亀戸9-36-10	3683-5601	(社福)東京児童協会	S26.12.1		5	14	17	17	17	70	1歳～	7:15～18:15	～19:15
21	砂町	北砂4-18-27	3644-6722	(社福)東京児童協会	S23.7.1	6	10	18	22	22	22	100	4ヵ月～	7:15～18:15	～19:15
22	砂町友愛園	北砂5-14-10	3644-7332	(社福)砂町友愛園	S27.9.1	6	11	18	21	22	22	100	57日～	7:15～18:15	～19:15
23	ともしび	東砂6-2-16	3644-2747	(社福)雲柱社	S43.4.1	12	19	19	20	20	20	110	57日～	7:15～18:15	～20:15
24	南砂町	南砂3-10-8	3644-6720	(社福)そのえだ	S44.4.1	6	10	18	18	19	19	90	57日～	7:15～18:15	～19:15
25	八幡	南砂7-14-17	3644-9830	(宗)富賀岡八幡宮	S24.10.1		8	12	15	15	15	65	1歳～	7:30～18:30	-
	合計					195	327	437	479	475	479	2,392			

資料 4. 「認証保育所」一覧

平成21年4月1日 予定

【A型】

No.	園名	所在地	電話番号	運営主体	開園	定員	受入年齢	開所時間
1	東大鳥駅前保育園	大鳥9-3-12	5626-2622	(株)升本ビルマネジメント	H13.11.1	30	0~3歳未満	7:00~20:00
2	マミーナ潮見	潮見2-7-1	3615-6554	(株)グレース	H14.3.1	30	0~就学前	7:00~22:00
3	グレース保育園	木場5-8-3	5245-6006	(有)Mサポート	H14.4.1	30	0~就学前	7:00~20:00
4	ピッキーズ保育園	大鳥4-13-21	3637-2341	石引 正治	H14.5.1	58	0~就学前	7:30~20:30
5	東陽町YMCA保育園	東陽2-2-20	3615-5561	(財)東京YMCA	H14.6.1	30	0~3歳未満	7:30~20:30
6	ライフサポートゆらりん豊洲保育園	豊洲5-5-1-304号	6221-1488	ライフサポート(株)	H14.11.1	30	0~3歳未満	7:30~22:00
7	ピノキオ幼児舎門前仲町園	永代2-17-8	5639-9090	(株)ジャンボコーポレーション	H15.4.1	44	0~就学前	7:30~21:30
8	亀戸プチ・クレイシユ	亀戸6-8-3 豊川ビル1階	5626-9916	(株)こどもの森	H15.9.1	30	0~就学前	7:30~21:00
9	ゆりかごの家	亀戸2-24-3 グラズ 亀戸102	3636-2667	NPO法人KOTOともぞだちネット	H17.4.1	30	0~就学前	7:30~20:30
10	マミー保育センター南砂町	新砂3-4-35	3699-4697	(株)マミー・インターナショナル	H18.4.1	37	0~就学前	7:00~22:00
11	グローバルキッズ森下園	森下4-10-5 高洋ビル2階	3632-7070	(株)グローバルキッズ	H19.4.1	30	0~就学前	7:30~21:00
12	マミーナ門前仲町	深川1-1-2 協和ビル2階	5637-8041	(株)グレース	H19.4.1	30	0~就学前	7:00~22:00
13	ピノキオ幼児舎東雲キャナルコート園	東雲1-9-22 アパートメイツ東雲キャナルコート105	3536-0020	(株)ジャンボコーポレーション	H19.4.1	27	0~就学前	7:30~20:30
14	グレース保育園/ルイユ	木場5-3-7 東寿会ビル1階	5621-1077	(有)Mサポート	H19.4.1	20	0~3歳未満	7:00~20:00
15	キッズプラザアスク亀戸園	亀戸6-57-2 フィットビル亀戸1・2階	5627-7681	(株)日本保育サービス	H19.4.1	30	0~就学前	7:30~22:00
16	ナーサリールームベリベアー東陽町	南砂2-6-3 サンライズ 東陽ビル3階	5665-1162	(株)ネス・コーポレーション	H19.4.1	30	0~就学前	7:30~21:30
17	トイボックス東砂園	東砂7-9-10 吉野ハイウ1階	3640-1418	(有)アーネスト	H20.1.1	26	0~3歳未満	7:30~20:30
18	グローバルキッズ清澄白河園	白河2-8-5 三栄ビル2F	3643-0202	(株)グローバルキッズ	H20.2.1	30	0~就学前	7:30~21:00
19	アンジェリカ保育園白河園	白河3-1-15 Humanハイム清澄白河1F	5621-7007	(株)アンジェリカ	H20.3.1	30	0~就学前	7:00~21:00
20	TKチルドレンズファーム豊洲校	豊洲3-4-8 スーパービバホーム豊洲店2階	6802-7081	(有)ティーケイオフィス	H20.4.1	60	0~就学前	7:30~21:00
21	東雲ルミナス保育園	東雲1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター2階	6221-3458	(株)アイオル	H20.4.1	39	0~就学前	7:30~21:00
22	ワーカースコープ亀戸のびっこ保育園	亀戸5-38-31	3683-1856	NPO法人ワーカースコープ	H20.4.1	25	0~3歳未満	7:30~20:30
23	キッズプラザアスク東大鳥園	大鳥8-32-7 学協ビル2階	5627-8614	(株)日本保育サービス	H20.4.1	30	0~3歳	7:30~22:00
24	どんぐり保育園南砂	南砂6-8-18	5633-2525	(有)どんぐり山のうさぎ	H20.4.1	30	0~就学前	7:00~20:30
25	南砂プチ・クレイシユ	新砂3-4-43	5632-0415	(株)こどもの森	H20.4.1	30	0~就学前	7:00~20:00
26	グローバルキッズ常盤園	常盤2-14-17	5600-0202	(株)グローバルキッズ	H20.9.1	28	0~3歳	7:30~21:00
27	ピノキオ幼稚舎東陽町園	東陽3-27-2 BIGONE1階	5875-8231	(株)ジャンボコーポレーション	H20.9.1	28	0~就学前	7:30~20:30
28	(仮称)メリーポピンズ豊洲ルーム	豊洲1-3-1 キャナルワタワズ・イーストタワー1階	6220-1819	(株)ゴーエスト	H20.12.1	45	0~就学前	7:00~22:00
29	(仮称)プチ・ナーサリールーム西大鳥	大鳥3-14-5 天坊マンション1階		(株)学研こどもの森	H21.2.1	30	0~就学前	7:00~20:00
	合計					947		
30	(仮称)文化教養学園 ※地方裁量型認定こども園	石島6-7	3647-0166	グランメール保育室(B型)から変更予定	H21.4.1	(長時間:60) (短時間:75)	0~就学前	7:00~20:00

【B型】

No.	園名	所在地	電話番号	運営主体	開園	定員	受入年齢	開所時間
1	はなご保育園	住吉2-27-7	3632-0875	安藤 千明	H14.4.1	29	0~3歳未満	7:30~20:30
2	たんぽぽ保育園	亀戸7-57-8-101	5626-7330	竹内 恵美子	H14.4.1	28	0~3歳未満	7:30~20:30
3	ひよっこ保育室	大鳥6-1-7-108	3685-1924	NPO法人KOTOともぞだちネット	H15.12.1	24	0~3歳未満	7:30~20:30
4	ひまわり保育室	新砂3-3-53 アルカナル南砂2F	3647-4868	NPO法人KOTOともぞだちネット	H19.1.1	24	0~3歳未満	7:30~20:30
5	つくしの家保育室	大鳥4-1-6-152	3683-2934	NPO法人KOTOともぞだちネット	H19.6.1	26	0~3歳未満	7:30~20:30
6	さくらんぼ保育室	大鳥6-1-1-110	3685-5688	齊藤 伸生	H19.12.1	15	0~3歳未満	7:30~20:30
7	グランメール 保育園	石島13-2	3646-6221	小田 淑子	H15.2.1	29	0~3歳未満	7:00~20:00
	合計					175		

資料5.「保育室・グループ保育室・家庭福祉員」一覧

平成21年4月1日 予定

■保育室

No.	施設名	所在地	電話番号	代表者	定員	保育時間	受入年齢
1	どんぐり保育室	北砂5-20-10-224	3640-7052	宮垣 浩子	12	7:30～19:00	43日～2歳
2	セピアランド保育室	東陽4-6-14-208	3646-6010	河村 正子	24	7:30～19:00	43日～2歳
合 計					36		

■グループ保育室

No.	施設名	所在地	電話番号	備 考	定員	保育時間	受入年齢
1	八名川グループ保育室	新大橋3-1-15	3633-6781	八名川小学校内	18	7:30～18:30	43日～2歳
2	南陽グループ保育室	東陽2-1-20	5606-8785	南陽小学校内	15	7:30～18:30	43日～2歳
合 計					33		

■家庭福祉員(保育ママ)

No.	氏 名	所在地	定員	保育時間	受入年齢
1	柚原 君子	平野1-14	2	8:00～17:30	43日～2歳
2	田中 清美	平野2-16	2	8:00～17:30	43日～2歳
3	露木 衷子	福住2-8	2	8:00～17:30	43日～2歳
4	馬田 きよみ	塩浜2-7	2	8:00～17:30	43日～2歳
5	賀張 清子	塩浜2-5	2	8:00～17:30	43日～2歳
6	廣瀬 葉子	豊洲5-6	2	8:00～17:30	43日～2歳
7	竹谷 女子	辰巳1-6	2	8:00～17:30	43日～2歳
8	安田 由紀子	千石3-1	2	8:00～17:30	43日～2歳
9	戸田 君代	東陽2-3	2	8:00～17:30	43日～2歳
10	千脇 トシエ	東陽5-13	2	8:00～17:30	43日～2歳
11	森田 優子	大島7-39	2	8:00～17:30	43日～2歳
12	沖島 敏子	大島8-38	2	8:00～17:30	43日～2歳
13	斉藤 晶子	東砂3-6	2	8:00～17:30	43日～2歳
合 計			26		

資料 6. 「児童クラブ」一覧

平成21年4月1日予定

■区立

No.	クラブ名	所在地	電話番号	併設または小学校	公設民営	運営主体	備考	所轄児童館	定員	開所時間(※)	延長	土曜 開室	定員
1	深川学童クラブ	高橋14-6	3634-0209	深川北子ども家庭支援センター	○	(社)福 雲柱社	事業委託	森下児童館	104	放課後～17:00	～18:00	○	104
2	元加賀学童クラブ	白河4-3-19	3641-0627	元加賀小学校				森下児童館	86	放課後～17:00	～18:00		
3	平野学童クラブ	平野1-2-3	3643-1933	平野児童館	○	(社)福 雲柱社	指定管理者	平野児童館	89	放課後～17:00	～18:00		
4	古石場学童クラブ	古石場1-11-11	3641-9532	古石場児童館				古石場児童館	86	放課後～17:00	～18:00		
5	平久学童クラブ	木場1-3-6	3645-3771	平久小学校				古石場児童館	102	放課後～17:00	～18:00		
6	越中島学童クラブ	越中島3-6-38	3643-1367	越中島小学校				古石場児童館	90	放課後～17:00	～18:00		
7	塩浜学童クラブ	塩浜2-8-29-101	3647-7093					塩浜児童館	44	放課後～17:00	～18:00		
8	枝川学童クラブ	枝川3-5-3	3647-6083	枝川小学校				塩浜児童館	128	放課後～17:00	～18:00	○	128
9	湖見学童クラブ	湖見1-29-16	5606-9320		○	(社)福 そのえだ	事業委託	塩浜児童館	67	放課後～17:00	～18:00		
10	豊洲学童クラブ	豊洲4-10-4-111	3531-2079	豊洲児童館				豊洲児童館	129	放課後～17:00	～18:00		
11	豊洲三丁目学童クラブ	豊洲3-5-21-101	3533-7388		○	(NPO)ワカスコープ	事業委託	豊洲児童館	90	放課後～17:00	～18:00		
12	豊洲四丁目学童クラブ	豊洲4-11-20-137	3532-3581		○	(社)福 ひまわり福祉会	事業委託	豊洲児童館	63	放課後～17:00	～18:00		
13	東雲学童クラブ	東雲2-4-4-102	3529-1795	東雲児童館	○	(財)東京YMCA	指定管理者	東雲児童館	88	放課後～17:00	～18:00		
14	東雲第二学童クラブ	東雲1-9-13-101	3534-2500		○	(財)東京YMCA	事業委託	東雲児童館	44	放課後～17:00	～18:00		
15	東雲第三学童クラブ	東雲2-7-3	5530-2236		○	(財)東京YMCA	事業委託	東雲児童館	44	放課後～17:00	～18:00		
16	辰巳学童クラブ	辰巳1-1-36	3521-3262	辰巳児童館				辰巳児童館	108	放課後～17:00	～18:00		
17	千田学童クラブ	千田21-18	3699-6254	千田児童館				千田児童館	121	放課後～17:00	～18:00		
18	毛利学童クラブ(毛利小クラス)	毛利2-2-2	3634-7669	毛利小学校				児童会館	48	放課後～17:00	～18:00		
	毛利学童クラブ(児童会館クラス)	住吉1-9-8	5624-0382	児童会館				児童会館	86	放課後～17:00	～18:00		
19	南陽学童クラブ	東陽2-1-14	3647-0079	南陽幼稚園・南陽小学校				東陽児童館	124	放課後～17:00	～18:00		
20	東陽学童クラブ	東陽5-16-13	3615-4353	東陽児童館				東陽児童館	69	放課後～17:00	～18:00		
21	亀戸学童クラブ	亀戸2-1-19	3685-5944	亀戸児童館	○	(社)福 雲柱社	指定管理者	亀戸児童館	74	放課後～17:00	～18:00		
22	香取学童クラブ	亀戸4-26-22	3682-2205	香取小学校				亀戸第二児童館	128	放課後～17:00	～18:00	○	128
23	亀戸第三学童クラブ	亀戸7-39-9	3636-5341	亀戸第三児童館				亀戸第三児童館	55	放課後～17:00	～18:00		
24	浅間堅川学童クラブ	亀戸9-22-4(H21.3迄) 亀戸9-34-1-141	3684-3901	浅間堅川小学校(H21.3迄)	○	選定中	H21.4～民営化	亀戸第三児童館	85	放課後～17:00	～18:00		
25	大島四丁目学童クラブ	大島4-1-37	3681-4129		○	(社)福 雲柱社	事業委託	大島第二児童館	84	放課後～17:00	～18:00		
26	大島第二学童クラブ	大島2-41-4(H21.3迄) 大島4-5-1	3637-2660	第一大島小学校			改築工事	大島第二児童館	80	放課後～17:00	～18:00		
27	北砂一丁目学童クラブ	北砂1-3-33	3647-1981	北砂小学校				大島第二児童館	67	放課後～17:00	～18:00		
28	大島五丁目学童クラブ	大島5-17-15-107	3637-8417					大島児童館	44	放課後～17:00	～18:00		
29	大島六丁目学童クラブ	大島6-1-7-106	3685-4710					大島児童館	52	放課後～17:00	～18:00		
30	第四大島学童クラブ	大島6-7-8	3636-3363	第四大島小学校				大島児童館	91	放課後～17:00	～18:00		
31	大島七丁目学童クラブ	大島7-28-1-104	3682-9404	大島児童館				大島児童館	94	放課後～17:00	～18:00	○	94
32	大島八丁目学童クラブ	大島8-28-5-109	5609-8237		○	(社)福 雲柱社	事業委託	大島児童館	51	放課後～17:00	～18:00		
33	(仮称)大島九丁目学童クラブ	大島9-6-17			○	選定中	H21.4新設	大島児童館	未定	放課後～17:00	～18:00		
34	砂町学童クラブ	北砂4-13-23	3646-7911	砂町小学校				小名木川児童館	112	放課後～17:00	～18:00		
35	小名木川学童クラブ	北砂5-20-5-101	3640-1941	小名木川児童館				小名木川児童館	112	放課後～17:00	～18:00		
36	亀高学童クラブ	北砂5-20-16	3640-5364	亀高小学校				小名木川児童館	44	放課後～17:00	～18:00		
37	北砂七丁目学童クラブ	北砂7-7-1-101	3640-6448					東砂児童館	88	放課後～17:00	～18:00	○	88
38	東砂学童クラブ	東砂7-15-3	3646-0461	東砂児童館				東砂児童館	131	放課後～17:00	～18:00		
39	第五砂町学童クラブ	南砂3-14	3615-0405	南砂三丁目公園第五砂町小学校				東砂児童館	99	放課後～17:00	～18:00	○	99
40	南砂六丁目学童クラブ	南砂6-5-2-101	3640-5479					東砂児童館	112	放課後～17:00	～18:00	○	112
41	東砂第二学童クラブ	東砂2-13-13	3646-8293	東砂第二児童館				東砂第二児童館	56	放課後～17:00	～18:00		
42	東砂第三学童クラブ	東砂2-12-14	3647-5033	東砂小学校				東砂第二児童館	107	放課後～17:00	～18:00		
43	第七砂町学童クラブ	東砂3-21-5	3644-0596	第七砂町小学校				東砂第二児童館	121	放課後～17:00	～18:00		
44	南砂学童クラブ	南砂2-3-17	3649-7752	南砂児童館				南砂児童館	88	放課後～17:00	～18:00		
45	南砂第二学童クラブ	南砂2-3-21 南砂2-3-13(H21.7～12迄)	3645-5065	南砂小学校			耐震補強工事	南砂児童館	68	放課後～17:00	～18:00		
合 計						13			3,843			7	753

*学校休業日(春休み、夏休み、冬休み、都民の日等)は、8:30～17:00。

資料 6. 「学童クラブ」一覧

平成21年4月1日予定

■私立

No.	クラブ名	所在地	電話番号	併 設	代表者	備 考	定員	開所時間	延 長	土曜 開室
1	大島六丁目共同学童クラブ	大島6-1-7	3636-8139		新宅 朱美	1-6年生	40	放課後～17:00	～19:00	○
2	北砂五丁目共同学童保育クラブ	北砂5-20-9	3699-4440		熊谷 智都子	1-6年生	58	放課後～17:00	～19:30	○
3	風の子学童保育クラブ	南砂2-28-3	3647-8155		清水 節美	1-6年生	40	放課後～17:00	～20:30	○
4	ライト学童保育クラブ	冬木16-7	5620-0693	私立まこと保育園	腰塚 道子	1-6年生	58	放課後～17:00	～19:30	
	合 計						196			3

参考：放課後子ども教室(げんきっず)

No.	教室名	所在地	電話番号	実施校	運営主体 (民営委託)	備 考	定員	開所時間	延 長	土曜 開室
1	げんきっず八名川	新大橋3-1-15	3633-6851	八名川小学校	直営	H17.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	×
2	げんきっず平久	木場1-2-2	3644-4105	平久小学校	(株)日本保育サービス	H19.10開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
3	げんきっず扇橋	石島18-5	5690-4555	扇橋小学校	(株)日本保育サービス	H19.10開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
4	げんきっず毛利	毛利2-2-2	3846-8012	毛利小学校	直営	H19.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	×
5	げんきっず水神	亀戸5-22-22	3681-1971	水神小学校	(株)ミー・インターナショナル	H20.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
6	げんきっず二大	大島3-16-2	3684-4503	第二大島小学校	(株)ミー・インターナショナル	H20.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
7	げんきっず五大	大島8-40-13	3681-5791	第五大島小学校	(株)日本保育サービス	H20.1開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
8	げんきっず亀高	北砂5-20-16	3649-8601	亀高小学校	(株)ミー・インターナショナル	H20.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
9	未定	豊洲3-6-1	H21.4開通	豊洲北小学校	選定中	H21.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
10	未定	大島4-18-5	H21.4開通	大島南央小学校	選定中	H21.4開設	なし	放課後～17:00	～18:00	○
	合 計									8

*土曜日・学校休業日(春休み、夏休み、冬休み、都民の日等)は、8:30～17:00(希望により午後6時まで。八名川・毛利は午後5時まで)。